

平成24年11月宮崎県定例県議会
総務政策常任委員会会議録
平成24年12月4日～5日

場 所 第2委員会室

署 名

総務政策常任委員会委員長

黒 木 正 一

平成24年12月4日（火曜日）

午前9時58分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 平成24年度宮崎県一般会計補正
予算（第2号）
- 議案第4号 宮崎県における事務処理の特例
に関する条例の一部を改正する
条例
- 議案第28号 当せん金付証票の発売について
- 請願第24号 高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請
願

総合政策及び行財政対策に関する調査

その他報告事項

- ・地域の自主性及び自立性を高めるための改革
の推進を図るための関係法律の整備に関する
法律（第1次・第2次一括法）による義務付
け・枠付けの見直しについて
- ・国の出先機関の廃止・地方移管に係る閣議決
定について
- ・フードビジネス振興構想（仮称）の骨子（案）
について
- ・「古事記編さん1300年記念」秋のイベントにつ
いて
- ・記紀編さん1300年記念事業 基本構想（案）
について
- ・「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」の素案
について
- ・「みやざき社会貢献活動促進基本方針（仮称）」
素案の概要について
- ・宮崎県行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する条例（行政手続オンライン化条
例）の一部改正について

- ・公社等改革指針の見直しについて
- ・新総合防災情報ネットワーク整備事業の進捗
状況について

出席委員（7人）

委 員 長	黒 木 正 一
副 委 員 長	渡 辺 創
委 員	外 山 三 博
委 員	宮 原 義 久
委 員	岩 下 斌 彦
委 員	鳥 飼 謙 二
委 員	有 岡 浩 一

欠席委員（1人）

委 員	星 原 透
-----	-------

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総合政策部

総 合 政 策 部 長	稲 用 博 美
総 合 政 策 部 次 長 （ 政 策 推 進 担 当 ）	城 野 豊 隆
総 合 政 策 部 次 長 （ 県 民 生 活 担 当 ）	舟 田 美 揮 子
総 合 政 策 課 長	金 子 洋 士
副 参 事（ 記 紀 編 さ ん 記 念 事 業 担 当 ）	大 西 祐 二
秘 書 広 報 課 長	甲 斐 正 文
広 報 戦 略 室 長	藪 田 亨
統 計 調 査 課 長	稲 吉 孝 和
総 合 交 通 課 長	日 下 雄 介
中 山 間 ・ 地 域 政 策 課 長	川 原 光 男
生 活 ・ 協 働 ・ 男 女 参 画 課 長	松 岡 弘 高
交 通 ・ 地 域 安 全 対 策 監	横 山 一 夫
文 化 文 教 ・ 国 際 課 長	日 高 正 憲
人 権 同 和 対 策 課 長	田 村 吉 彦
情 報 政 策 課 長	長 倉 芳 照

総務部

総務部長	四本孝
危機管理統括監 兼危機管理局長	橋本憲次郎
総務部次長 (総務・職員担当)	亀田博昭
総務部次長 (財務・市町村担当)	茂雄二
危機管理局次長 兼危機管理課長	大坪篤史
部参事兼総務課長	柳田俊治
人事課長	武田宗仁
行政経営課長	片寄元道
財政課長	福田直
税務課長	吉本佳玄
部参事兼市町村課長	鈴木一郎
総務事務センター課長	花坂政文
消防保安課長	厚山善光

事務局職員出席者

議事課主幹	伊豆雅広
議事課主査	佐藤亮子

黒木委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

なお、本日は、星原委員が欠席でございます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前10時1分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

なお、本日は、星原委員が欠席でございます。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の説明を求めます。

稲用総合政策部長 総合政策部でございます。よろしくお願いたします。

それでは、今回、提案しております議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

お手元の総務政策常任委員会資料により御説明します。1ページをお開きいただきたいと思っております。初めに、予算議案であります。

今回お願いしております総合政策部の一般会計補正額は、合計で1,875万5,000円の増額であります。内容につきましては、後ほど説明いたします消費者行政活性化に要する経費等の補正でございます。補正後の総合政策部の一般会計予算額は、129億9,482万4,000円となります。詳細につきましては、担当課長から御説明をいたします。

次に、特別議案でございます。左の目次をごらんいただきたいと思っております。特別議案につきましては、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」であります。詳細につきましては、担当課長から説明をさせます。

3番目としまして、その他の報告事項ということで、今回、8件の報告事項がございます。内容につきましては、それぞれ担当課長から説明をさせます。

私からは以上でございます。

黒木委員長 次に、議案についての説明を求めます。

松岡生活・協働・男女参画課長 生活・協

働・男女参画課の補正予算について御説明いたします。

お手元の平成24年度11月補正歳出予算説明資料の3ページをごらんいただきたいと思います。当課の補正額は、1,000万円の増額で、補正後の額は5億4,664万円となります。

それでは、補正の内容について御説明いたします。

次の5ページをお開きください。(事項)消費者行政活性化基金事業費につきまして、1,000万円の増額をお願いしております。消費者行政活性化基金事業費につきましては、さきの9月議会でも補正予算をお願いしたところですが、今回、表の国庫支出金の欄に計上しております500万円につきまして、国から再度、交付金の追加決定があったところであります。この500万円の交付金につきましては、説明欄1の基金積立金として、一般会計から当基金への積み立てを行い、表では財源内訳のその他特定に計上しておりますが、繰入金として当基金から一般会計に繰り入れた上で、説明欄2の消費者行政活性化事業として活用することとしております。このため、実際の事業費としては500万円ですが、処理上、一般会計上の補正額としては、基金への積み立てのための支出500万円と基金から繰り入れて事業を行うための支出500万円とを合わせた1,000万円となっております。

今回の補正分につきましては、県消費生活センターが基金事業として今年度実施しております啓発事業を拡充しまして、大型商業施設における啓発キャンペーンや、テレビコマーシャルの放映を追加して実施することとしております。

説明は以上であります。

日高文化文教・国際課長 文化文教・国際課の補正予算につきまして御説明いたします。

お手元の平成24年度11月補正歳出予算説明資料の7ページをお開きください。当課の補正額は、618万1,000円の増額補正となっております。この結果、補正後の額は83億648万2,000円でございます。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

9ページをごらんください。今回の補正では、(事項)私学振興費のうち、私立高等学校授業料減免補助金及び私立高等学校等就学支援金について補正をお願いしております。

まず、細事項1、私立高等学校授業料減免補助金についてであります。この補助金は、私立高等学校が行う授業料減免に対する補助を行うことによりまして、生活困窮世帯の生徒の学費負担の軽減を図るものであります。補正の理由は、補助対象生徒数及び授業料減免額の変更によるものであります。補正額は199万4,000円を見込んでおりまして、主に低所得世帯への減免を行う県単独事業の授業料減免補助金につきましては、279万7,000円の増、国庫補助対象となります家計急変世帯等の減免補助金につきましては、80万3,000円の減額になります。増額の財源につきましては、高等学校等生徒修学支援基金を充てることとしております。

次に、細事項2、私立高等学校等就学支援金についてであります。この支援金は、国の制度として平成22年度に創設されたもので、私立高校生等に対して公立高校授業料相当額を助成することにより、教育費負担の軽減を図るものであります。補正の理由は、7月に行われた国の基準変更において特例措置となるものに対しまして、加算相当分の就学支援金を支給するためであります。補正額は418万7,000円を見込んでおり、全額、高等学校等生徒修学支援基金を充

てることとしております。

文化文教・国際課の説明は以上であります。

田村人権同和対策課長 人権同和対策課の補正予算について御説明いたします。

平成24年度11月補正歳出予算説明資料の11ページをお開きください。人権同和対策課の補正予算は、257万4,000円の増額補正をお願いしております。補正後の額は1億4,716万2,000円となります。

主な内容について御説明いたします。

13ページをお開きください。(事項)「宮崎県人権教育・啓発推進方針」推進事業費について、257万4,000円の増額補正をお願いしております。この事業費は、宮崎県人権教育・啓発推進方針に基づく施策の推進に要する経費であります。その中で、説明欄にありますように、人権啓発研修を充実させるため、光をそそぐ人権啓発研修推進事業を行うものです。事業の目的ですが、最近、いじめ等による児童生徒の自殺や児童虐待、DVなど、生命・身体にかかわる事件が多発し、大きな社会問題となっております。こうした問題の解決のためには、関係者はもとより、地域社会全体で人権問題を理解し、適切に対応していくことが必要です。これらの事件の報道等を通じまして人権問題に県民の関心が高まっているところであり、この機会に、人権啓発研修をさらに積極的に進めていくことが県民の人権意識の向上につながるものと考えられます。現在、人権同和対策課内に開設している人権啓発センターには819本のビデオがありますが、そのうち、VHSが671本、DVDは148本で、DVD機器が普及している中、早急にDVD教材をそろえていく必要があります。このため、宮崎県住民生活に光をそそぐ基金の非予算化分によりまして、人権研修・学習のための

DVD教材を購入し、人権啓発センターが行う各種研修会で活用するとともに、学校や関係機関・団体に周知し、そこでも活用してもらおうとするものです。

人権同和対策課の説明は以上でございます。

松岡生活・協働・男女参画課長 続きまして、特別議案について御説明いたします。

委員会資料の2ページをごらんください。議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

この説明に入ります前に御紹介いたしますが、今回の条例改正では、当課分を含め5法令に基づく事務の移譲について、それぞれの常任委員会に分割・付託されているところであります。なお、改正の全体概要につきましては、この後の総務部の常任委員会資料に掲載されております。

それでは、当課関係の改正の概要について御説明いたします。

まず、改正の理由ですが、「特定非営利活動促進法」に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、その処理を希望する市町村に権限を移譲するため、所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容ですが、特定非営利活動法人の設立の認証や定款変更の認証等に関する事務など計33事務について、新たに日向市と高原町に権限を移譲するものであります。なお、今回の改正に伴い 記載しておりますが 7市2町がこの事務を行うこととなります。

施行期日は、平成25年4月1日としております。

説明は以上であります。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。議案について、質疑はありませんか。

鳥飼委員 生活・協働・男女参画課の関係で、NPO法人の事務移譲というところがあるんですが、県からの移譲に対する補助単価といいいますか 額がわかっておれば教えてください。

松岡生活・協働・男女参画課長 単価についてであります。市町村での事務処理に必要な経費として権限移譲交付金が交付されておりますが、例えば、NPO法人の設立認証を行った場合、1件当たり4万9,000円。次に、定款変更の認証を行った場合で2万1,000円。以上のような形で単価が決まっております。

鳥飼委員 設立の認証というのは、宮崎県で年間どの程度出てきていて、対象となったところがどの程度出るのかというのが、ちょっと面倒くさいですけども、もしわかれば。わからなければ結構です。

松岡生活・協働・男女参画課長 例えば、宮崎市の例でいきますと、認証もありますし、定款の変更とかもろもろございますが、処理件数として、23年度の実績で186件になっております。都城市で平成23年度で49件。延岡市で32件。あと、もろもろとなっております。以上です。

宮原委員 先ほど、歳出予算説明資料の13ページで、いじめ、虐待、DV等の人権啓発ということで、DVDの教材を購入ということがあったんですけども、何種類ぐらい購入されるんですか。

田村人権同和対策課長 種類につきましては、現在、広報ビデオを視聴中でありまして、本数でいきますと、これまでの購入実績から1本約6万9,300円を見込んでありまして、33本を購入する予定であります。

宮原委員 6万9,300円で33本ということなん

ですが、同じようなものを複数 例えば5つぐらいをワンセットで買うとか、そういう形になるのでしょうか。

田村人権同和対策課長 1作品を1本というような形では考えておりません。多数の需要が見込まれますので、複数本を買うこともあります。

宮原委員 そこを言いたかったので 1本だと必要なところが待ちでないと見られないというよりは、いいものであれば複数本買っていただいたほうがいいのかなという思いで言いましたので、ちゃんと活用していただきますように、よろしく願いをしたいと思います。

岩下委員 人権同和関係でお聞きしたいんですけども、以前は小中学校関係で賤称語を使った表現とか、そういったものがかなり問題になっていましたけれども、最近、賤称語の事例というのは余り聞かないんですけども、どのようになっていますか。

田村人権同和対策課長 今でも、子供たちが学校現場でそういった発言をしているという報告は教育委員会のほうから聞いております。

有岡委員 歳出予算説明資料9ページの文化・国際課の関係で教えていただきたいと思えます。県単で、低所得の生徒さんに対する補助だということですし、年度途中で失業等の関係でしょうか、所得が見込めないという方たちへの対応 県単事業も予算化してありますけれども、内訳とその背景というのでしょうか、実態を教えていただきたいと思えます。

日高文化・国際課長 私立高等学校授業料減免補助金と申しますのは、基本的には、私立学校に就学支援金ということで 今、公立学校は授業料減免になっておりますが、その就学支援金が出ております。就学支援金よりも授

業料が高いものですから、非常に経済的に苦しい世帯にその差額について学校法人が授業料を減免するという場合に、その学校法人に対して3分の2の補助を行う制度でございます。今回、私立学校の授業料減免補助金について、増額の補正をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、特に市町村民税等が厳しい世帯というんでしょうか、経済的に厳しい世帯がふえたということもございまして、その分について学校法人が減免する生徒数が多くなっておりますので 実際、94名でございますが

この部分の加算につきまして補助しているということでございます。

有岡委員 また、関連してお尋ねしますが、恐らく来年の3月まで中小企業の倒産というのがふえてくるということ想定しているんですけども、その際に、学校現場においてこういった制度をスムーズに活用できるような、そういった連携はうまくできているんだろうかというのがお尋ねしたい部分ですが、いかがでしょうか。

日高文化文教・国際課長 この減免補助金につきましては、基本的には県内の学校法人全てが減免の制度を持っておりますので、私どもとしましては、学校法人が行う減免につきまして補助する制度でございますので、これにつきましては、毎年、学校法人に現状調査を行った上で補助しております。そういうところでは学校法人と県のほうでうまく連携をとりながら、必要な補助につきましてははしていくということをやっております。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、ないようですので、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

金子総合政策課長 それでは、委員会資料の3ページをお願いいたします。「地域の自主性及

び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる第1次・第2次一括法による義務づけ・枠づけの見直しについてであります。

本件につきましては、当委員会に付託されておりませんが、一括法による基準の条例化をする関係議案が他の常任委員会に付託されているものであります。当課は、地方分権の推進に関する事務を担っておりますことから、その概要を御説明させていただきます。

1の義務づけ・枠づけの見直しをごらんください。まず、(1)の見直しの内容についてありますが、義務づけ・枠づけの見直しは、地方の自主性・自立性を高めるため、国による地方公共団体の関与を廃止・縮小するもので、今回の一括法により見直しの対象となったのは、記載の3分野でございます。

この中で、特に、(2)に書いております施設・公物の設置管理基準につきましては、これまで国が政省令等で定めていた基準にかえて、地方において、実情に応じて基準を条例化する必要があります。国が定める従うべき基準、標準、そして規制が最も緩やかな参酌すべき基準という3つの類型に沿って基準が設定されております。

次に、2の(1)にありますように、本県では、条例化を要する事項については、平成24年4月1日施行のものについては、昨年度に計5つの条例を改正し、基準を定めたところであります。また、経過措置によりまして、平成25年4月1日施行のものについては、4ページの一覧にありますとおり、今議会に計18本の条例の制定・改正を提案させていただいております。右のほうに付託常任委員会ということで、各委員

27ページに訂正発言あり

会のほうで今、審議中ということでございます。

3ページにお戻りいただきます。次に、2の(2)の検討方法でございますが、今回の改革の趣旨を踏まえまして、所管部局におきましては、審議会等の開催や関係団体・利用者等への意見聴取、パブリックコメントを実施するなどしまして、本県の実情や住民ニーズ等を踏まえた基準の設定を検討してまいりました。

その結果、(3)にありますとおり、本県独自の基準を含むものは、今議会に提案しているものも含めまして計12本の条例となっております。

その代表例を御紹介いたします。下のほうにございます、特別養護老人ホームにおける居室定員に関する基準でございます。国の基準では、居室定員を1人にしておるところでございますが、本県の利用状況を踏まえまして、多床室

4人部屋も選択できるようにするため、「知事が特に認める場合には、4人以下とすることができる」というふうにしております。

次に、県営住宅の整備基準について、「地震、津波等の大規模な災害に対する入居者等の安全確保」、「木造化や木質化の推進による県産木材の活用」に努めるものと規定を設けております。

次に、県営住宅の入居者資格、これは同居親族の要件でございます。これは、法令改正で23年度末に全国的に廃止されたわけでございますが、本県における利用実態等に鑑み、引き続き、入居者資格の要件として規定をしております。

なお、市町村におきましても、条例化に対応する必要がありますことから、県では、これまで県の基準検討の状況等の情報提供を行っているところでございます。市町村は、今年度の12月議会並びに3月議会を中心に改正を提案すると伺っております。今後とも、地域の実情を踏まえた基準の条例化が円滑に進みますよう、所

管部局と連携しながら、市町村における適切な対応に向けた助言等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。国の出先機関改革についてでございます。本件につきましては、これまでも随時、当委員会等において御報告してまいりましたが、先月15日に関連法案等が閣議決定されましたので、概要を御報告いたします。

今回、閣議決定されましたのは、1に書いてございます2つでございます。まず、出先機関の廃止・地方移管に係る基本的な枠組みを示した法律案についてでございます。今回は、市町村等から出された懸念等を踏まえてなされた、本年6月に内閣府から示された法律案からの変更点について御説明をさせていただきます。

2の法律案の概要をごらんください。1点目でございます。大規模災害時等の万全な対応を担保するため、大臣からの協力指示があった場合には、直ちに必要な措置を講ずる旨の対応義務が追加されております。

2点目は、市町村の意向反映の仕組みとして、(2)の にありますとおり、市町村の意向反映については、努力義務から、反映しなければならないという義務規定へと格上げされております。また、 のとおり、移管を希望するブロック内の大方の市町村の理解が得られなければ、事務等の移譲計画が認定されないとされております。また、 のとおり、既に法律案に規定してございました事務等移譲計画、あるいは毎年度の実施計画等の策定に当たっては、市町村への意見聴取に加えまして、特定広域連合と各県の市町村4団体との協議の場の設置、あるいは特定広域連合の運営について審議する特定広域連合委員会への市町村代表の参加が盛り込まれた

ところでございます。また、市町村の意見が十分に反映されない場合などを想定しまして、市町村に協議の場の開催の発議権を認め、特定広域連合側は、原則としてその発議に応じなければならぬとされております。

3点目は、現在、移譲対象となっております経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関以外の移譲推進等に向けて、法律の施行後1年を経過した場合において、法律の規定について検討を加える旨の規定が追加されております。

続きまして、閣議決定の2点目、3の個別の事務・権限の移譲等の取り扱い、今後のスケジュール等についてであります。この閣議決定の中では、現時点において、移譲対象とすることで結論が得られております事務等が整理されておりますが、その数は全体約3,000条項のうち、わずか4分の1にとどまっております。このため、移譲の可否の結論が得られていない事務等については、原則、移譲の対象とする方向で引き続き検討を行い、半年後をめどに、できる限り早期に結論を得て閣議決定するとされたところであります。また、法令に規定のない事務等のうち移譲対象となる事務に関連するものについては、特定広域連合が地域における事務としてみずから実施する方向で必要な措置を講ずるとされております。

閣議決定の概要は以上でございますが、衆議院が解散されたこともありまして、今後の法律案の取り扱いや改革の動向は不透明となっております。本県としましては、引き続き、その動向を注視しますとともに、県議会や市町村等の皆様との十分な情報共有、意見交換を図りながら対応してまいりたいと考えております。

なお、6ページ以降につきましては、その法

律案の概要を添付させていただいております。

それから、資料3として別途お配りしてございますが、地域主権推進大綱の概要でございます。先月30日に閣議決定をされたものでございます。これは、平成22年の地域主権戦略大綱のフォローアップの性格を有するものでございます。

出先機関の関係につきましても、2ページをあけていただきまして、第3、国の出先機関の原則廃止という項がございます。その中で、右のほうの、「引き続き基礎自治体等の理解を得るための取組等も進めつつ、出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲を目指す」、このような書きぶりとなっておりますところでございます。

本件につきましては、以上でございます。

また委員会資料に戻りまして、13ページをお願いいたします。仮称であります。フードビジネス振興構想の骨子案につきまして、御説明をいたします。

御案内のとおり、アクションプランの重点施策の一つにフードビジネス展開プログラムを掲げておるところでございます。これまで農政水産部、商工観光労働部及び当部の関係部局でフードビジネスをめぐる現状や課題、今後の施策の方向性等を整理してきたところでありまして、本日、その構想の骨子案をお示しするものであります。

1の背景の3つ目にありますように、本県の豊富な農水産物を核に、地域に根差した力強い基幹産業として、総合的な「食」関連産業の発展が可能であることから、産学官や多様な業種の英知の結集により、フードビジネスを核とした持続的な発展モデルを構築し、雇用の創出に取り組みたいと考えております。

2に現況データを掲げておりますが、農業産

出額は約3,000億、製造品出荷額に占める食料品や飲料等の額は約4,000億となっております。また、食品関連の1次から2次、3次産業を合わせた生産額は約1兆2,600億円で、全体に占める比率が約21%と全国値を10ポイントほど上回っている点が特筆されます。

3に現状と課題を整理しております。まず、の情報ネットワークの面では、市場や問屋の先にあるマーケットニーズの把握、それを生産現場に生かす仕組み、同業・異業種間の横断的なネットワークや情報共有といった点での課題が見えてまいりました。次に、の流通・販売ネットワークの面では、輸送コストの高どまりや価格決定力、新たな販路開拓の人材やノウハウ、ネットワーク、海外市場への展開といった課題があります。

(2)のフードビジネスの基礎を固める課題としましては、の生産・加工能力の面でございます。素材のよさや供給力を生かした連携等の促進、事業者の商品開発力、営業力の不足といった点が挙げられます。次のページに参りまして、の新分野・地域展開の面では、機能性等を医療・福祉等の分野に生かすことや、観光との連携等に結びつけていくことでございます。

次に、(3)の発展を持続させる課題としましては、の人材育成・確保の面では、プランナーやコーディネーターといった専門人材、さらには人材育成のノウハウの不足、産業人材育成機関の連携ネットワークといった点であります。

の研究開発・産業育成の面では、新商品開発等への支援体制、関連する機械や人・物・金等の総合的な支援体制であります。

4に、以上の諸課題を克服し、フードビジネスを積極的に展開していく上での視点として3点整理しております。まず、1つ目が、マーケッ

ト・インであります。単なる素材供給ではなく、生産、加工・製造、流通・販売の各段階で実需者のニーズを基点に行動すること。2つ目が、連携・価値連鎖であります。農業と企業の連携推進や、1次から3次産業までの付加価値を創出すること。3つ目が、人材・基盤強化であります。専門人材の育成や技術面、経営面での支援体制の構築であります。

5に、それらの視点を踏まえた展開の方向性を掲げております。

まず、(1)の攻めの姿勢によるフードビジネスの創出としまして、マーケット・インの視点に立ったブランド力の強化や販路開拓等を図る新たなPR戦略の構築・実践、実需者等のニーズを反映させた生産供給や食品加工体制等の構築、東アジアの市場開拓に向けた拠点整備や人的ネットワークの強化等の展開を考えております。

(2)の連携・価値連鎖によるフードビジネスの展開としましては、フードビジネスを展開していく上での基礎となります。農業者や商工業者、実需者等に関する基本情報の集約と、それを活用したマッチングの強化、他産業との連携や参入の促進、外部から人を呼び込む「食」を核とした産業や地域への展開であります。

次に、(3)のフードビジネスの発展を支える基盤の充実としましては、大学等と連携した人材育成や人的ネットワークの強化、新商品開発や研究開発支援、それらを支える産学官金の連携強化であります。

御案内のとおり、フードビジネスは、成長産業の一つとして来年度当初予算の特別重点施策に位置づけられております。本日御説明しました骨子案に基づいて、今後、肉づけ作業を行い、今年度内には新たな構想として取りまとめた上

で、来年度以降の事業展開にしっかりと生かしてまいりたいというふうに考えております。

私からの説明は以上であります。

大西副参事 それでは、次に、「古事記編さん1300年記念」秋のイベントについて、まずは御報告いたします。

お手元の常任委員会資料の15ページをお願いいたします。県におきましては、市町村や関係団体を初め、島根県や奈良県など、古事記ゆかりの県とも協力・連携いたしまして、ことしの9月から11月にかけてさまざまなイベントを集中的に実施いたしまして、「神話のふるさとみやざき」の魅力を県内外にアピールしてきたところでございます。この資料は、県庁内の各部署が取り組んだ古事記編さん1300年記念イベントを取りまとめたものでございます。来場者の皆様には、古事記というものを、神話・伝承、あるいは神楽、食、音楽といったさまざまな要素と絡めて、新たな視点から宮崎の魅力というものを再発見し、味わっていただけたのではないかと考えております。

この資料のうちの17ページでございますけれども、宮崎神宮大祭、西都古墳まつりとのタイアップイベント、古事記ゆかりのご当地グルメまつり、これらの3つにつきましては、3週連続開催の核となるイベントというふうに位置づけていたものでございますけれども、宮崎神宮大祭と西都古墳まつりには例年以上の入場がございました。また、グルメまつりにつきましても、2日目はあいにく雨に見舞われたわけですが、最終日の日曜日は天候にも恵まれまして、大いににぎわったところでございます。

総合政策課におきましては、これらの核となるイベントですとか、同じページの記紀み

らい塾の企画・立案等に当たりますとともに、庁内関係部局や市町村等との連携調整を図りながら、秋の一連のイベント全体の一体的なPRということを目的といたしまして、資料の18ページのにあります「ディスカバーみやざき 古事記をゆく浪漫紀行」キャンペーンに取り組んできたところでございます。

なお、このほか、資料には記載はございませんけれども、教育委員会関係で、県外でのPRの一環といたしまして、県立高千穂高校の2年生が修学旅行で上京いたしまして、本日、JR有楽町の駅前イベント広場で高千穂神楽の公演を披露するというようになっております。

説明は以上でございますけれども、宮崎をよりよく知るといことで、郷土に対する誇りですとか愛着を育み、そのことが対外的な発信力の強化ですとか、観光資源の磨き上げにもつながっていくのではないかと考えております。今回の一連のイベントが宮崎を知ることの一つのきっかけとなって、多くの人に本県の貴重な歴史的・文化的資源を見直し、身近に感じ取っていただけたのではないかと考えております。

「古事記編さん1300年記念」秋のイベントにつきましては、以上でございます。

続きまして、委員会資料の19ページをお願いいたします。記紀編さん1300年記念事業基本構想(案)についてでございます。

この基本構想につきましては、日本書紀編さん1300年の平成32年を視野に入れた長期的な視点から、記紀編さん1300年記念事業の展開の方向性を取りまとめるものでございまして、県や市町村、企業あるいは民間団体等の共有の指針として、それぞれの役割において主体的に記念事業に取り組んでいただく際に活用していただ

こうというものでございます。そのような趣旨から、官民一体となって設置しております推進母体「推進協議会」において策定することとしたしております。

2の策定過程についてであります。検討の経緯を下の表にまとめておりますとおり、推進協議会に設置しております副知事を委員長とする企画運営委員会におきまして検討を行いますとともに、学術、観光、文化等、各分野の有識者の方々との意見交換ですとか、市町村の意見を踏まえながら策定作業を行っているところでございます。今後、さらに内容を詰めて整理いたしまして、来年の2月を目途に推進協議会の総会にお諮りしたいというふうに考えております。

次のページをお願いします。3の基本構想(案)の骨子についてであります。ねらい、コンセプト、推進体制につきましては、上のほうに記載のとおりでございます。これまでに御説明してきたところでございます。

事業期間につきましては、申し上げたとおり、日本書紀編さん1300年の平成32年までの9年間で、事業の進捗状況や情勢の変化に対応しながら、段階的に展開してまいりたいというふうに考えております。

左側の現状・課題の囲みにありますとおり、本県は、神話・伝承の宝庫でありながら、県民自身がそのことをよく知らない、したがって有効に活用されていないというふうな認識、そういったことを踏まえまして、中ほどにございます4つの視点からの施策展開を掲げまして、本県の歴史的・文化的資源の掘り起こしや、県民の理解促進といった基盤づくりを進めながら、観光誘客や多様な分野への広がりを持たせるような形での展開を図ってまいりたいというふう

に考えております。

個別具体的には、中ほどにあります掘り起こし、再認識、保存・整備。これは文化資源の掘り起こし、情報発信、保存・活用、環境整備といったことを取り組みの方向性としまして、視点「取組例」というふうに書いておりますけれども、文化財調査や新たな指定・登録の推進、あるいは西都原古墳群の基礎調査、こういったものを想定しているところでございます。

さらに、の県民の知る機会、触れる機会の創出につきましては、県民の認知度を上げる、記紀への理解を深める、こういったことを目標にしまして、例えば、小学校における子供向け出前授業ですとか、記紀というものに関心の高いシニア層をターゲットとした講座、シンポジウムを開催するといったところでございます。

そして、の観光誘客につきましては、記紀という地域資源を生かした観光地づくりですとか、魅力や情報発信の強化、あるいは戦略的な誘致宣伝活動ということを基本的な方向性としまして、具体的には、市町村等への取り組み支援、日向神話旅の推進、そして記紀ゆかりの県等と連携した情報発信、こういったことに取り組もうというものでございます。

の多様な分野での活用促進につきましては、企業、民間団体あるいは地域活動団体等が記紀という素材を生かして自発的に取り組む機運の醸成ですとか、多様な主体による活動を促進するため、例えば、古事記フードの開発や古事記をテーマとする芸術・文化の創作といった古事記や神話を幅広く活用していただくための研修会ですとか取り組み支援、こういったものを想定しております。

以上、4つの視点を柱に、具体的な事業を積み重ねてまいりますとともに、世界遺産も視野

に入れた西都原古墳群の調査研究ですとか、その機運醸成、あるいは集大成としての国民文化祭の本県開催といったような、広い視野からの対外的なアピールというものも大変重要であると考えておりますので、ページ下のほうの施策展開に当たっての基本姿勢にありますように、県や市町村、民間、そして記紀ゆかりの県等との相互連携を図りながら、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

説明は以上であります。

日下総合交通課長 総合交通課でございます。委員会資料の21ページをお開きいただければと思います。私のほうからは、「宮崎県交通・物流ネットワーク戦略」の素案について御説明申し上げます。

本戦略につきましては、1の策定の趣旨にございますとおり、本県のバス、鉄道などの公共交通機関や道路、港湾を初めとするインフラなどの交通・物流網につきまして、県総合計画の長期ビジョンやアクションプランを踏まえ、将来的なあり方等を示すものとして策定するものであります。

戦略の策定に当たりましては、3にありますとおり、関係課長級で構成する戦略策定会議や交通・物流に係る民間関係機関・団体に構成する外部識者会議等を設置し、4の策定の経過にありますとおり、策定作業を進めてきたところでございます。

それでは、素案の内容につきまして御説明申し上げます。お手元には別添資料1で素案の本編を配付させていただいておりますが、説明につきましては、委員会資料に基づいてさせていただきますというふうに思います。

委員会資料の22ページをお開きいただければと思います。まず、交通編につきまして御説明

いたします。

まず、バス、鉄道、海上交通、航空の各交通機関及び交通機関相互の結節の現状と課題を整理しております。いずれも旅客の減少、燃油価格の高騰などの現状におきまして、その維持・充実や県民意識の向上、利用促進等が課題となっているところでございます。このような現状と課題のもと、目指す目標につきましては、県の総合計画に掲げる「未来を築く新しい『ゆたかさ』への挑戦」を踏まえ、「くらしやすく活力あふれる社会のための交通・物流ネットワークの形成」と設定をしております。

そして、目標実現に向けた戦略の基本方針として3つ、県民生活や地域を支える交通網の構築、国内外との交流を活発化させる交通網の構築、誰もが利用しやすく、人にやさしい交通網の構築を掲げております。ここまでは4月に御報告申し上げたところでございます。

続きまして、資料の中段から下が戦略の内容となっております。なお、お配り申し上げます別添資料1の素案の本編29、30ページに全体の体系表が掲載されておりますので、一緒に御参照いただければというふうに思います。各基本方針に基づく戦略を、それぞれ地域公共交通活性化戦略、広域・国際交通活性化戦略、安全安心交通戦略とし、それらの下に合わせて8つの戦略、さらに具体的な取り組みの方向性を位置づけております。

まず、の地域公共交通活性化戦略でございます。戦略1では、今、注目されておりますモビリティ・マネジメントの実施など、地域と一体となった利用促進運動の展開により、地域公共交通に対する県民の理解の浸透を図ってまいります。戦略2では、地域の生活道路網の整備や地域鉄道駅の活性化などの取り組みにより、

暮らしを守る地域公共交通網の維持・確保を図ってまいります。さらに戦略3では、2次交通の充実など新たな地域公共交通システムの構築により、地域の魅力を高める公共交通網の構築を図ってまいります。この矢印のように、戦略1から3へステップアップするようなイメージになっています。

続いて、の広域・国際交通活性化戦略でございます。まず、戦略4では、本県の玄関口となる空港を核とした地域活性化などの取り組みにより、県の魅力を高める交通ターミナルの活性化を図ります。戦略5では、高速道路網の整備やカーフェリー航路の維持・充実、格安航空会社（LCC）の誘致などの取り組みにより、人の交流を活発化させる広域交通網の構築を図ってまいります。さらに戦略6では、現行国際航空路線の維持・充実に図るとともに、新規国際航空路線の開設に向け、チャーター便の誘致などに取り組み、アジアとの交流を活発化させる国際交通網の構築を図ってまいります。

最後に、の安全安心交通戦略でございます。まず、戦略7では、災害に強い安全な交通の確保、ユニバーサルデザイン化の推進などに取り組み、安全に安心して移動できる交通網の構築を図ってまいります。さらに戦略8では、交通モード間・事業者間の連携・協働や、乗りかえ抵抗を少なくするシームレス化の推進など、利便性向上のための環境整備によりまして、交通機能の連携を強化した交通網の構築を図ってまいります。

続いて、次の23ページをごらんいただければと思います。引き続き、物流編について御説明申し上げます。

まず、航空貨物、海上貨物、鉄道貨物、トラック貨物などの現状と課題を整備しております。

現状といたしましては、海上貨物やトラック貨物における下り荷の不足等がございまして、共通する課題としてインフラの整備、輸送能力の向上や利便性の向上、物流コストの低減などが挙げられております。

目指す目標につきましては、交通編と同様でございますが、基本方針は2つ 県内産業発展を支える物流網の構築と 物流効率化の推進を掲げております。物流編につきましても、ここまでは4月に御報告申し上げたところでございます。

続いて、資料の中段から下が、戦略の内容になります。なお、こちらもお配りしております別添資料1、素案の本編49、50ページに全体の体系表が掲載されておりますので、一緒に御参照をいただければというふうに考えております。

各基本方針に基づく戦略として、それぞれ物流網構築戦略、 物流効率化戦略を掲げ、さらに、共通の戦略として官民協働の物流推進体制の構築を位置づけたところでございます。各戦略の下に合わせて4つの戦略、さらに具体的な取り組みの方向性を位置づけております。

まず、の物流網構築戦略でございます。戦略1では、道路網の整備促進、重要港湾の整備促進、災害に強い物流網の構築により、効率的な物流網を支えるインフラ等の整備を図ってまいります。戦略2では、貨物の集荷による内外定期航路の誘致及び維持、充実などの取り組みや速達性のある航空輸送網の維持、充実によりまして、さまざまなニーズに対応できる輸送手段の充実を図ってまいります。

続いて、の物流効率化戦略でございます。まず戦略3では、集約化のための先進的な取り組みの推進、ロット拡大の推進、シー&レール

の検討、推進などモーダルシフトの推進によりまして、貨物を集約化することによる物流効率化の推進を図ってまいります。戦略4では、県外荷主への働きかけなどによる大都市圏からの直送化の促進やコンテナ確保の推進によりまして、下り荷の確保による物流効率化の推進を図ってまいります。

そして、この2つの戦略が互いに好循環となるための共通の戦略といたしまして、民間の知恵、人材、資金などをより活用して、県内物流の競争力の強化や県内経済の活性化に寄与することを目指しまして、官民協働の物流推進体制の構築を図ってまいります。

最後に、委員会資料21ページにお戻りいただければと思います。6、今後のスケジュールでございますが、今月中旬から来月中旬までの約1カ月間でパブリックコメントを実施いたしまして、その上で最終的な案を取りまとめ、来年3月の常任委員会に報告をさせていただきたいというふうに考えております。

説明は以上でございます。

松岡生活・協働・男女参画課長 委員会資料の24ページをごらんください。「みやざき社会貢献活動促進基本方針」素案の概要についてであります。

9月の常任委員会におきまして、みやざきボランティア活動促進基本方針を改定し、新たな基本方針を策定することについて御報告したところですが、このたび、素案を作成いたしました。素案の概要につきましては、お手元に資料2として素案の冊子がございます。これをごらんいただきたいと思います。

まず、表紙をごらんいただきたいと思います。名称を「みやざき社会貢献活動促進基本方針」、サブタイトルを「わたしが主役 みんなで協働

元気な宮崎づくり」としております。当基本方針につきましては、9月の常任委員会の後、外部有識者からの意見聴取や庁内各課への意見照会を行いながら素案を固めてまいりました。

1枚めくっていただきまして、目次をごらんください。素案は3章で構成されており、まず、第1章で策定に当たっての趣旨や背景、目的など基本的な考え方を、第2章でボランティアやNPO活動、また協働を取り巻く現状と課題について整理した上で、次の第3章で施策の展開方向を示す構成となっております。

次に、もう1枚お開きいただきまして、1ページ、第1章の1、基本方針策定の趣旨の欄をごらんください。4行目から見ていただきたいんですが、ここに書いておりますように、地域の人間関係の希薄化が言われる中、将来にわたって安心して暮らせる元気な宮崎県にしていくためには、地域の中に「絆」を再構築し、県民一人一人が地域の課題に当事者として向き合うことが必要であること。また、ボランティアやNPO、社会貢献活動を行う企業、行政など多様な主体がアイデアやノウハウを持ち寄って協働することで、より効果的な課題解決が可能となり、本県の一層の活性化につながると考えられること。このような観点から、多様な主体による社会貢献活動と協働の促進を図るに当たって、中長期的な施策の方向性を示すため、県総合計画の部門別計画等として基本方針を策定するものとしたところであります。

次に、飛びまして22ページをごらんください。この素案のメインとなります第3章、施策の展開方向の内容を体系的に整理したものであります。施策の展開方向は、この図表にありますように、大きく2つのステージに分かれておりまして、まず、ステージ1として、多様な社会貢

献活動の促進を図り、個別の主体の活動が促進されたところで、ステージ2としまして、多様な主体による協働の促進・定着を図り、この2つのステージを経て「わたしが主役 みんなで協働 元気な宮崎づくり」を実現していこうという流れになっております。

内容を紹介いたします。まず、ステージ1のステップ1ですが、社会貢献活動は誰かの役に立ちたいという個人の気持ちから始まりますので、初めの一步として、県民のボランティア活動への参加促進を図ります。東日本大震災や新燃岳噴火災害等の影響で、県民にもボランティア活動への関心が高まっておりますので、活動に参加するきっかけづくりや、参加を促進するための環境づくりを行うとともに、ボランティア活動促進の拠点となるボランティアセンター機能の充実強化に取り組めます。

そして、このステップ1の個人的な活動がステップ2-1、仲間とともにステップアップということで組織的なNPO活動の促進につながってまいります。ここでは、NPO活動が地域で認知され社会的信頼を得られるよう、NPO活動に対する理解促進を図るとともに、組織として自立できるよう、さまざまなNPO活動促進のための支援を行います。

また、ステップ2-2として、NPOとともに協働を担います公益法人、社会福祉法人、企業等による社会貢献活動の促進を図るため、情報発信や相談対応に取り組めます。

以上、ステージ1で多様な社会貢献活動の促進を図った上で、次のステージ2では、NPO等や企業、行政といった多様な主体による協働の促進・定着を図ることとしております。

協働を進めるには、まず、行政、民間の双方が協働の意義や効果について正しく理解するこ

とが前提となりますので、ステップ1として、行政、県民等の協働に対する意識の改革に取り組めます。

次に、ステップ2として、多様な主体間の協働の促進・定着を図るため、相互理解の促進やみやざき県民協働支援センター等による多様な主体をつなぐコーディネート、県事業の活用等による協働実践力の向上に取り組めます。

以上、簡単ですが、説明しました2つのステージを経まして、「わたしが主役 みんなで協働 元気な宮崎づくり」を実現したいと考えております。

なお、具体的な施策の推進につきましては、宮崎県社会福祉協議会が設置しております県ボランティアセンターや関係機関、市町村等と連携しながら進めることとしております。

最後に、今後のスケジュールですが、委員会資料の24ページにお戻りいただいて、4をごらんください。この後、1月にかけてパブリックコメントを行いまして、その結果を参考に最終案を作成し、2月議会に特別議案として提出することとしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

長倉情報政策課長 委員会資料の25ページをお開きください。「宮崎県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」、通称を行政手続オンライン化条例と申しますが、その一部改正について説明いたします。

この改正は、表題下の括弧にありますように、議案第17号「みつばち転飼取締条例の一部を改正する条例」等に併い改正するものでありますので、環境農林水産常任委員会に議案が付託されております。この委員会では、当課に関連する部分のみを報告させていただきたいと思いま

す。

1の改正概要の前に、まず、行政手続オンライン化条例の概要を説明いたします。資料の下の「参考」と書いてあるところをごらんください。(1)の目的であります、県の機関への申請等の手続を情報通信の技術を利用する方法、いわゆる電子申請等で行えるようにすることにより、県民の利便性の向上や行政運営の簡素効率化に資するものであります。条例の主な規定内容としましては、(2)にありますように、書面で行う行政手続は電子申請等でも行えることとし、また、許可証の交付など、電子による手続がなじまないものについては、適用を除外することとしております。なお、この除外事務は、別表で定めており、今回の改正はその別表の改正をするものであります。

それでは、改正の説明をいたします。

資料の1、改正の概要をごらんください。ただいま申し上げましたように、みつばち転飼取締条例と、(1)から(3)の3つの条例の改正に伴い、これらを引用するオンライン化条例の別表を改正するものであります、いずれも、これら3つの条例のもととなる法律の改正に伴う名称変更や条の移動などで、オンライン化条例の規定の内容に実質的な変更はございません。

まず、(1)のみつばち転飼取締条例関係については、養ほう振興法の改正に伴い条例名が変更されたことにより、同条例を引用しているオンライン化条例の別表中の条例名も変更するものであります。

次に、(2)の県税条例関係ですが、軽油引取税の特別徴収義務者の証票交付手続の規定が、地方税法の改正に伴い、第79条第4項から第57条第4項に移動したことにより、この規定を引用しているオンライン化条例も変更が必要と

なったものであります。

次に、(3)の宮崎県立自然公園条例関係も、自然公園法の改正に伴い、同条例の立入認定証交付等の規定が移動したことによる改正であります。

なお、この宮崎県税条例と宮崎県立自然公園条例に係るオンライン化条例の改正については、適時の改正がなされておりました。今後は、それぞれの条例所管課との連携を密にして、適切な管理を行ってまいりたいと存じております。

情報政策課からの説明は以上であります。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。その他の報告事項について質疑はありませんか。

鳥飼委員 1個か2個かお尋ねします。

まず最初に、1次、2次の義務づけ・枠づけの見直しの関係ですけれども、この3類型従うべき基準、標準、参酌すべき基準というのがあるんですけれども、基本的には従うべき基準が多いというふうに理解すればいいんでしょうか。

金子総合政策課長 地方側としては、参酌すべき基準のほうをふやしてくれというふうに要望しているんですけれども、現状からいいますと、従うべき基準とか標準のほうがウエートがちょっと大きくなっておるところでございます。

鳥飼委員 従うべき基準となると、異なる内容はできませんということなんですが、標準でしたら、地域の実情に応じてということになっているんですね。ですから、次のページに独自基準の該当ということできている書いてありますけれども、これは参酌すべき基準の分ということになるんですか。標準の分ということになるんでしょうか。参酌すべき基準に該当している、標準に該当しているとかいう区分分けは可

能なんでしょうか。

金子総合政策課長 従うべき基準であったり、標準であったり、参酌基準であったりというふうに、それぞれ項目によりましてまたがっているところがございます。一つ一つ見ますと細かくなってくるんですけども、どちらかに偏っているとか、そういったような状況はこの状況ではございません。

鳥飼委員 ちょっとわからないんですけれども、例えば、救護施設、更生施設云々というのがありますけれども。これは独自基準に該当しますということで黒丸がついていますが、これは参酌すべき基準に該当するんですということなのか、それとも、標準もまざっていますということなんでしょうか。どういうふうな理解をすればいいんでしょうか。

金子総合政策課長 例えば救護施設に関しましては、職員の人数とか居室の床面積あたりは従うべき基準になっています。利用定員については標準になっています。そして、その他の設備の運営基準については参酌基準というような形で、1つの項目におきましてそれぞれ3種類入っている、混在しているというふうな状況でございまして、例えば、第8号の老人ホームですとか、介護保険法の第9号、これについても、やはり同じように混在というふうな形態をとっているところがございます。

鳥飼委員 わかりました。まざっているといえますか、その中に独自基準が入っていますということで理解いたします。

3ページに、本県独自の基準案の例ということで3つありますけれども、これは参酌すべき基準ということなんでしょうか。標準の中での独自基準ということなんでしょうか。

金子総合政策課長 まず、居室定員ですが、

これにつきましては標準の中に分類されているところがございます。その下の整備基準につきましては、参酌基準のほうに入っております。その下の同居親族要件、これは法律自体が廃止されました。これはまさに独自色といいましょうか、本県の判断で独自に存続させるというふうなものでございます。

鳥飼委員 わかりました。なかなか理解しにくいところがあるものですから、今度、もし、そういう機会があれば、これは参酌ですとかいうのがあれば非常にわかりやすいのではないかと思いますのでお尋ねしました。

それから、続けて、記紀編さん1300年記念事業でこれは後で総合交通課にもお聞きしようかと思っているんですが委員会資料の19ページですが、有識者との意見交換会というのが3回あります。この中で特徴的な意見といえますか、そういうものがあれば御紹介をお願いしたいと思います。

大西副参事 この有識者意見交換会は、3回やっているわけですけども、それぞれ分野も違いますので、本当にさまざまな御意見をいただいたわけでございます。例えば、1回目の学術関係の中では、神社関係者の方にもおいでいただいたわけですけども、特にこの中では、幼少期からの神話、古事記に対する親しみを増すためにどんなことが考えられるだろうかというような御意見の中で、家庭での読み聞かせですとか、そういった地道な取り組みというのが必要ではないかと。あるいは学校教育でのいろんな取り組みといったものにも期待をしたいというようなことでもございました。といいますのが、昨年度、平成23年度から、小学校2年生の国語の教科書には神話が登場いたしております。そういった背景もございましてそういう御発言

があったやに記憶しております。

2回目は観光・運輸・流通関係の方々でございましたけれども、ここでは、特に観光分野ということで、即効性というようなところのキーワードで、やはり誘客というところに大きく力点を置いてほしいというような御意見がございました。具体的には、大都市圏での誘致活動、宣伝活動、こういったものに取り組んでほしいと。ただ、一方では、まずは県民自身が知ることがとても大事ではないかと。知らなければ業界としてもいろんなアイデアが出せない。業界としても、まずは知って、学んでいく、そういったことをしっかりベースとして持っていかなければいけない。一見ちょっと矛盾しますが、即効性の傍らでは、また同時に基礎固めみたいなのところが必要だというような御意見もございました。るるそういったところでございました。

鳥飼委員 ありがとうございます。市町村には照会と書いてあるんですけども、市町村の方に来てもらって意見交換会とかをやる計画というのはあるのでしょうか。

大西副参事 会議の効率の関係もございまして、市町村のほうには、市長会の代表としての宮崎市、町村会の代表としての高原町、この1市1町につきましては代表ということで、毎回、こういった会議には参画をいただいております。その上で、その他のところにつきましては、文書照会等ということで、逐次、情報提供をさせていただいているということでございます。

鳥飼委員 要望なんですけれども、やはり市町村の協力をもらわないと、県だけでとなりますので、もうちょっと来てもらって、はまり込んでもらうような取り組みが必要かと思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

続きまして、交通・物流のほうなんですけれども、民間有識者との会議 同じような質問なんですけど、民間有識者というのはどんなところが入っておられますか。

日下総合交通課長 民間識者といたしましては、各業界を代表する方といたしまして、タクシー協会、トラック協会、工業会、そういった方々であるとか、それからJR、スカイネットアジア航空であるとか、そういった各事業者の方々、そういった方をメンバーという形にしているところでございます。

鳥飼委員 先ほどと同じような質問なんですけれども、その中で特徴的な意見、特徴的で結構ですので、簡単に御説明をお願いします。

日下総合交通課長 外部識者の方々からの会議における意見といたしましては、まず、災害時に関する記述、こういったものが足りないのではないかという御指摘もありまして、災害に関する記述というのをこの素案では厚くしているというところがございます。

また、タクシーに関しまして、特に地方部、中山間地域におけるタクシーの役割の重要性、こういった御指摘もございました。そういったものも意見といたしまして反映しているところでございます。そういった意見というのが聞かれたという状況でございます。

鳥飼委員 ありがとうございます。

そこで、同じように、市町村との意見交換とか、そういう場はあるのでしょうか。

日下総合交通課長 外部識者会議におきましては、市町村会の代表といたしまして、宮崎市にも入っていただいておりますし、また、今回、この素案を取りまとめるに当たりましては、全市町村に照会をさせていただきまして、その意見を伺ったところでございます。

鳥飼委員 わかりました。県が本格的に取り組んできたなということで、まず評価をしたいというのを先に言わないといけなかったですけども、後になりましたけれども、それは大いに評価をしたいと思います。可能であれば、先ほど申し上げたような、市町村の力を取り込んでいくという仕組みを検討していただければというふうに思います。

もう一つ、NPOの関係なんですけれども。NPO活動といってもいろいろたくさんあるわけで、この方針をつくるときに、例えば、宮崎県のNPOはこういうことをやっているとか、こういうのがありますというような資料をつけられる計画はないんだろうかと思ったり お聞きしたいのは、行政への活動の報告といいますが、1年間にこういう活動をしてこういう経理でしたというようながあると思うんですけども、そこらはどんなふうにしていくんですか。現状についてお聞きしたいと思います。

松岡生活・協働・男女参画課長 NPO法人等の活動状況等については、当課のほうでは、NPOポータルサイトというネットを持っておりまして、ホームページなんですけれども、そちらのほうでいろんな紹介もしております。適宜、いろんな情報もそこで公開しておりますし、NPO法人について知りたい場合も、そこでわかるような仕組みもっております。

鳥飼委員 例えば、1年間の活動報告、そういうものを出してチェックを受けるとか、そんなシステムはあるんですか。ちょっと不勉強で申しわけないんですけども。

松岡生活・協働・男女参画課長 事業報告等については 3年に1回というものあるんですけども、随時、先ほど紹介しましたNPOポータルサイトのほうでも、そのNPO法人の概要

について紹介しておりますし、また、NPO法人のほうでも、法人をまとめたような冊子もつくって紹介もしております。

鳥飼委員 わかりました。せっかくつくれば、できるだけ紙で一般の人が見られるような感じにさせていただけるとありがたいと。こういう団体があって、こういう活動をしているというようなことがあると思いますので、御検討をお願いしたいというのと、NPO法人でも、善意でない場合も 時々、警察から摘発をされる場合がありますので、これは県が認証したNPO法人ですとなっていて、そういうふうになってしまったということになる場合は、これはちょっと一歩引かないかなというようなことで見られるのもいけませんので、そういう意味で、しっかりしたものが必要なんじゃないかということでお尋ねをいたしました。ありがとうございました。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

有岡委員 フードビジネスから順次お尋ねしていきたいと思います。フードビジネスの中で販売戦略というのが大きな課題だと思うんですが、民間の方とお話しするといろんなアイデアが出てきまして、例えば、業者がサンプルをつくられます。そのサンプルをモニタリング的に、例えば、県が持っている各県人会の組織とか、そういったところに送って、モニタリングでどうですかというようなアンケートをとるとか、県がそういうサンプルを提供して意見を聞くというような仕組みとか、例えばイベントの中でフードビジネスの試食会を企画するとか、そういった後方支援みたいな形での取り組み等は計画していっているのか、お尋ねいたします。

22ページに訂正発言あり

金子総合政策課長 御指摘のとおり、販路開拓・拡大というのがビジネスとして回っていくための一番の鍵を握っておるということでございます。現在、農政水産部あるいは商工観光労働部におきまして、販路開拓のための例えば商談会でありますとか、あるいは東京の「K O N N E」みたいな形でのアンテナショップでありますとか、さまざまな取引の機会というんでしょうか、提供ということは努めているところでございます。今回、新たな構想としてまとめるに当たりましては、まだまだ市場のニーズの把握が足りていないということと、それを県内の各業者さんが共有し合えていないというようなところが、やはり課題として見えてまいったところでございます。その言葉をいわばマーケット・インという形で象徴しているところでございます。ここの仕組みづくりをもう少ししていかないと、ただ漫然とやっているようでは、なかなか他地域との競争とか厳しい面がございますので、フードビジネスの第一歩としては、まずはそこから取り組んでいければというふうに思っています。

有岡委員 続きまして、記紀編さん1300年記念事業で、委員会資料の20ページから質問させていただきます。フェーズ1からフェーズ3ということで24年度から32年度までの計画がありますが、32年の中で気になるのが、国民文化祭の誘致・開催ということで、うちの副委員長が一般質問をされて、27年ぐらいをめどにというお話がありましたけれども。私は、国民文化祭の誘致はフェーズ1、ここの最初の段階に入れて決定しておく必要があると。その上で32年の国民文化祭をどのようにやっていくかを議論する手法でなきゃいけないと思っております。例えば、市町村の国民文化祭に取り組むような仕

掛けをしながら、市町村で盛り上がったものを国民文化祭の県のイベントに持っていくとか、そういう仕掛けをしていかなければいけないのではないかなと思うので、誘致活動は今からスタートしてもいいんじゃないかというふうに思っています。副委員長がどのような御意見かまたお尋ねしますが、いかがでしょうか。

日高文化文教・国際課長 国民文化祭の誘致についてでございますが、記紀編さん1300年記念事業の集大成の平成32年ということで考えておりますが、11月に私も文化庁に参りまして、平成32年までの国民文化祭の各県の状況なんかを情報収集してきたところでございます。現在、平成27年度の鹿児島までが決まっております、平成28年度以降が今のところ決まっていないという中で、平成32年度の開催を宮崎県以外に打診しているところはないという返事はいただいているところでございます。文化庁のほうでは、国民文化祭を内定するに当たりまして、大体5年前に決めていくということでございますので、平成32年でございましたら、順当にいけば平成27年度に内定するということになるかと思いません。県では、今のところ、平成32年の記紀編さん1300年記念事業の集大成のイベントの一つとして誘致を検討するというところでございまして、情報収集等はしております。市町村に対しましても、ことし5月には、市町村の文化振興・文化財担当課長会議でも御説明しておりますし、文化団体にも説明はしてきております。その中で、9月には、県の芸術文化協会のほうから、県の文化団体を代表して平成32年の誘致の要望が上がってきたところでございます。

ほかの県をみますと、5年前に内定した段階で実行委員会を立ち上げておまして、その中で5年後の国民文化祭に向けまして、市町

村あるいは県、文化団体が、こういった形で国民文化祭を盛り上げていくのか、こういったスケジュールで実際にやっていくのかというのをつくってきておられるようでございます。その中で、例えば国民文化祭の前のイベントでございますとか市町村のイベントをどう盛り上げていくかということが決まった後ぐらいから、実際には現実化してくるというふうに思っております。

ただ、機運というんでしょうか、誘致に向けての機運の盛り上げを進めるためのいろいろな話し合いとか、そういうのはずっと進めていきたいと思っておりますので、そういうことで32年の誘致の検討をこれからも進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

有岡委員 ありがとうございます。

あと2点ほど、実態を教えていただきたいと思えます。交通関係で、資料1の50ページに「主な取組」というのがございまして、この中の最初にスマートインターの整備というのがあるんですが、スマートインターの要望が山之口とか国富、いろいろ出ているようですけれども、現状で報告いただけるような内容がありましたらお尋ねしたいと思います。

日下総合交通課長 スマートインターの整備に関しましては、今、県土整備部のほうで具体的な議論、調整等を進めているというふうに理解をしています。おっしゃるとおり、国富のあたりにつくるという話が、案としては一番有力なものとして出てきているというふうに理解しておりますが、具体的な細かい状況につきましては、県土整備部のほうで行っておりますので、大変恐縮ですけれども、これ以上のことはなかなか難しい状況でございます。

有岡委員 資料2の中の31ページに、施策の

展開方向ということで、「マッチング・コーディネートの実施」という表現があるんですが、この中で、「みやざき県民協働支援センター」が9月に開設されていますが、何人体制で、そしてまた出前で出向いていたり どのような内容なのか、お尋ねしたいと思います。

金子総合政策課長 これは、現在、総合政策課のほうで所管しているセンターでございますので、私のほうから答弁させていただきます。9月にオープンいたしましたところございまして、その役割は、マッチング、それから相談対応、研修会の実施等をやっているところでございます。そして、さまざまな貸し出しスペースも用意してございまして、その活用も図っていただいているところでございますが、利用実績といたしましては、相談件数が、9月はちょっと少なく32件だったんですが、10月は123件というような形で伸びてきておるところでございます。それから、研修会も1回だけですが、開催してございます。それから、支援スペースの利用ですけれども、9月が120名、10月が145名。それから、お越しになられた方、全体ですが、9月が176で、10月が150というふうな形でございます。

まだまだ認知度とかが足りていないのかなという気はいたしておりますが、何せ、利便性の高いところにあります。ここは文化本舗さんに委託しているところでございます。そこが地域づくりネットワーク協議会あたりとも太いパイプも持っておりますので、地域づくり活動の一つのランチというんでしょうか、拠点としましても今後も活用していただければというふうに思っておるところでございます。

松岡生活・協働・男女参画課長 先ほど、鳥

25ページに訂正発言あり

飼委員からの御質問で、NPO法人の事業報告書等の答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきます。「3年に1度」というような言い方をしたんですが、収支決算書も含めまして、事業報告書は毎年度、事業終了後に報告をいただいております。

それと、NPOポータルサイトでそれは公開しているというようなことを申し上げました。それに加えまして、紙ベースでも当課のほうにおきまして、誰でも見られるようにしております。申しわけありませんでした。

宮原委員 フードビジネスのところで聞かせていただきたいんですけども、細かく聞くつもりはないんですけども。来年度の重点施策となっていますということで、結果的には、いろいろ見ていくと、6次産業化ということを見ると、農政水産部が中心になってきたり、商工の関係が中心になったりする部分もあるんだというふうに思うんですけども。食品を加工して売り出すとしたときに、加工するそのあたりについては価値が上がってきて、結果的にはもうかりますという部分は出てくるのかなと思うんですけども。実際、いろいろ今、食品関連の冷凍工場とかできていますけれども、現場の原材料のところは前とほとんど変わらないような状況なんですね。だから、やっぱり一体となって全体が上がっていかねばならないということを考えると、こういった構想をつくって実際やっていこうとしたときに、生産現場の方を含めて、いろんな方々が中に入って一つの協議会みたいなのができて、常に情報交換というのが行われるような状況になっていくんでしょうか。

金子総合政策課長 まさに委員がおっしゃったようなイメージを私どもも持っておりまして、

価値連鎖という言葉を使っていますが、1次、2次、3次と、うまく付加価値を積み重ねていって、それぞれがハッピーといいましょうか、それぞれに利益の還元があるというふうな形のシステムをつくっていく必要があると思います。そういったためには、やはりつなぎ合わせていくことが大事でありまして、そのためのプロジェクトでありますとか、具体の形で例えば宮崎牛なら宮崎牛とか、果実なら果実というような形で、あるいは今、話題のキャビアとか、そういった素材をまず決めた上で、それにどう絡んでくるかという方々を結集しまして、そこでうまくつなぎ合わせていくというものをつくっていかない限りは、それぞれがそれぞれのことをやってもなかなか厳しいだろうと思っておりますので、そういった1次、2次、3次のつなぎ合わせというところを今回、より具体的な協議会、プロジェクト、そういった方式で力をつけていきたいというふうに思っております。

宮原委員 今ちょうど宮崎牛と言われたからなんですけども、農政水産部のところの話になってしまいますが、子牛だけを別の県が特に佐賀県とかが、宮崎県のいい牛を全部買って行って、肉にするときには宮崎牛より佐賀牛のほうが有名になってしまうんですけども、子牛を出さなければいいんですね。全部宮崎県でとってしまえば、佐賀はつぶれるんですよ。そういう状況ができればいいんですけども、宮崎県にその力がないわけですから、少しでも県内から出ていく数を、制限をかけるわけじゃないんですけども、金融まで含めて相当本腰を入れないと。特定のところはもうかるんですけども、生産の現場というのは今、ほとんど後継者がいない状況になってきているので、そ

のあたりは相当しっかりとした連携を 総合政策部のほうで中心になってそれをやられるんだけれども、各部署と一体とならないと 縦割りではばらばらとよく言われますね。だから、そこはよろしくお願いをしたいと思います。

あと、古事記1300年で、今、有岡委員からもありましたが、国民文化祭の誘致までとなると、かなり時間が長いですね。8年、9年という時間がかかってくるというふうに思いますけれども、よく一般質問あたりで、長過ぎるので中だるみが来るというか、そういうような話も出てくるんですが、古事記にかかわっているんな事業を立ち上げてということなんですけれども、それぞれの地域に行くと、いろんな伝統があったり、芸能があったり、史跡があったりしますね。この際ですから、まずその地域のそういった歴史を中学生とか高校生とかが知ること、そして県内全体の古事記というのを勉強するほうが入りやすいのかなという気がするんですけれども。教育委員会になってしまいますけれども、遠足なり、研修なり、中学生とか高校生あたりに県内のいろんなそういったものを見せるという方向が 総合政策課と教育委員会とそういった連携というのはきちっととられているのかと思うんですけれども、どうでしょうか。

大西副参事 小・中・高校生に対する記紀の理解促進というようなところで、これは、1つに、基本的には教育委員会の所管の中で、例えば、現状としても「ふるさと学習」という中でとり行われておりますし、教育委員会以外でも、もちろん市町村、それから民間主導での取り組みというものもございます。例えばNPO法人あたりが主体となって古事記ゆかりの地をめぐる、あるいは体験学習みたいなことを絡めてお取り組みいただいているというようなところで、

私どもとしては、そういったものは大変重要な要素であるというふうに考えておりますので、委員会資料の20ページにあります、 の県民の知る機会、触れる機会の創出といったところで挙げておりますけれども、具体的には、そういった事業、取り組みというものを織り込んでいきたいというふうに考えております。

宮原委員 まず、県民がそこに関心を持たないと この前も観光議連で、他県のいろんなところに行って、宮崎県がこういうような話をして、なかなか周辺に伝わっていない。古事記に関係のある宮崎と奈良と島根だけが何となくそういうことをやっているという状況では、なかなか厳しいのかなというふうに思いますし、国民文化祭の誘致を32年にやるとすれば、島根でやられたように島根博みたいな形を あそこは独自でまたやられていましたけれども、宮崎博みたいなのがその前年度にあって、次の年は国民文化祭があるとか、せっかくこれをやるんだったら途中で大きな山を2つぐらい持ってきたほうがいいのかと。これは私の意見ですけれども、9年間は非常に長いから 9年といったら、私が初めて議員に通ってから今までが9年ぐらいたっているんです。それを考えると非常に長い歴史があるように思うんです。だから、大変息の長い話ですので、そういった山というのを何か持ってこないと 多分、旗もつくりかえていかないとぼろぼろになるというふうに思いますので、そのあたりの考えはどうでしょうか。

大西副参事 御指摘のとおりでございます、まずは今回お示しいたしておりますのは、中長期的な視点から、最終的には国民文化祭という一つピンどめをいたしまして、そこに大きな目標を置いているわけですけれども、フェーズ1、

2、3というふうな刻み方をしたときに、それぞれのところでいろんなアクセントをつけていく必要があるかというふうに考えております。例えば、フェーズ2あたりになりますと、平成27年から29年、このあたりでは、東九州自動車道が北九州まで全線開通というような宮崎県にとっての歴史的な大きな節目もございますし、そういったことを記念しての県民の力の結集というようなところ、あるいは来し方行く末を見詰め直すというような何らかの仕掛け、イベント、そういったものも考えていかななくてはいけないのかなというふうに考えております。

宮原委員 息の長い話ですから、中だるみが来ないように政策をぜひつくっていただきたいというふうに思います。

今度は、宮崎県交通・物流ネットワークの中で、いろんな戦略を練られているんですけども、見たときに非常に立派にできているんですけども、実際これを実現できるかなというところが不安ですね。これが都市部であれば現実にこれを持っていけるんだらうと思うんですけども、LCCの誘致であったりとか、チャーター便の誘致とか、実際、構想として、戦略としては非常にいいんですけども、LCCなりチャーター便の現在の状況というのはどうなんですか。

日下総合交通課長 まず、LCCについてでございますけれども、御案内のとおり、LCCにつきましては、国内に今、ピーチ、エアアジア、ジェットスターと3社就航しているという中で、今年度については成田、関空を拠点として、主に福岡、新千歳を初めとする幹線に就航しているというのが現状でございます。したがって、次の展開として、LCCがさらに路線をふやしていく中で、ぜひ、宮崎便というの

を就航していただきたいと期待しているところでございまして、実際、LCCの会社のほうを訪問して、その状況であるとか、就航に向けてのお願い、そういったものを既に始めているという状況でございます。したがって、今後、そういった取り組みをこの戦略に基づいてさらに強化していくことによりまして、LCCの就航の実現に向けて努めていきたいというふうに考えているところでございます。

チャーター便のほうでございますけれども、今回、主に中国などを初めとしたところとの間での国際便の就航を目指してということで、チャーター便という話を記載しているところでございます。現行の韓国・台湾定期便がございまして、いずれも、まずはチャーター便というのを手始めとして、その中で宮崎の認知度を相手方の国で高めて、そういった中で定期便につなげていったという経緯がございますので、次の段階といたしましては、東アジア、中でも特に中国など、人口も、また経済活力の面でも今、非常に力を増している、そういったところとの間でのチャーター便というのを、誘致に向けてこの戦略に基づいて頑張っていきたいというふうに考えているところでございます。

宮原委員 それをちゃんと路線まで持っていくのはなかなか難しいと思いますけれども、戦略としては頑張るということですから、努力をしていただきたいと思います。

今度は、航空貨物という分野で、航空貨物の利用の促進ということになるんですけども、今、機材が全部小さくなったということから、利用の促進を図ろうにも積み込めないというような話がずっと聞こえていたんですが、今回、全日空のほうで機材が大きくなって、多分積み込めるんだらうというふうに思いますけれども、

航空貨物の現状はどんな状況なんですか。

日下総合交通課長 航空貨物につきましては、現状といたしましては、戦略のほうでも整理をさせていただいておりますが、資料1の22ページのほうでございます。貨物の取り扱い実績でございますけれども、御指摘いただいたとおり、平成14年度をピークに減少しているという状況でございます。平成23年度におきましては、宮崎空港発の貨物といたしましては、7,560トンと。やはり御指摘いただいたとおり、航空便における機材の小規模化といったことが影響しているのかなど。具体的には、下に機材と貨物の積載量がございまして、福岡、東京、大阪、名古屋、沖縄とのそれぞれの便がございまして、そのような積載量で今、飛んでいるという状況になっております。

済みません。先ほどのスマートインターに関する有岡委員の御質問に対しまして、訂正をさせていただきたいと思っております。先ほどの答弁のほうで、国富が有力という誤解を生むような表現がございましたけれども、今、スマートインターの構想といたしましては、国富のみならず、山之口、門川などが挙がっているところございまして、いずれが有力というような現状ではないという状況でございます。大変失礼をいたしました。

外山委員 古事記1300年の事業について意見というか、話をしたいんですが、先ほど説明で、世界遺産を視野に入れながら事業もこれからやっていきたいと話をされましたね。私も、西都原を世界遺産にどうしても持っていけないかという気持ちを前から持っておりまして、ここでも話をしたことがあると思うんですけれども、この前、仁徳天皇陵がある堺市に行きました。そして、大阪府の担当者も一緒に行って、いろ

いろ話を聞いたんですが、あそこは仁徳天皇陵だけじゃなくて、あの周辺を全部ひっくるめて国のほうに上げて、国からユネスコのほうに上げて、今、暫定登録になっておるんですね。あそこを見たときに、私は、西都原というのは、雰囲気、地域との結びつき、歴史的な背景を考えたときに、当然、それ以上に可能性があると思うんです。そういう一つのベースに立って古事記1300年の事業をやっていくときに、来年の当初予算あたりで、今、宮崎県は非常に落ち込んで、景気も悪い。何かロマンというか、夢を与えるという意味でも、西都原を世界遺産に申請するための準備費、世界遺産にというような表現を入れた形の予算計上、大きなお金は要らないと思いますが、今の流れでいけば、国のほうは一応今、受け付けを閉ざしていますね。しかし、ずっと閉ざすわけじゃないので、どこかであけるでしょう。そうすると記紀1300年の8年後ぐらいがちょうどいいタイミングになってくると思って。来年度の予算で世界遺産に向けての準備費というような表現ができないのか、部長にお尋ねしたいと思います。

稲用総合政策部長 当初予算につきましては、今、編成作業の中でいろいろやっていますので、どういうふうにしていくのかというのは、またこれから考えたいと思っております。記紀編さん1300年事業の中で、宮崎の宝の再認識・掘り起こしという展開、これは、古事記、日本書紀という神話の部分だけではなくて、西都原ということになりましても、神話ともかかわりますが、いろんなつながりの中でということになりますので、そういう事業を考えていきたい。今、外山委員のほうからありましたような形で出てくるかどうかはわかりませんが、我々の認識として、西都原古墳群の世界遺産の登録への動

き これは、ちょっと過去の経緯を言いますと、平成9年ぐらいに一度、西都市のほうで御相談したケースがありまして、そのときになかなか厳しい話をされたんですが。さはさりながらここで諦めてしまう必要もないので、またいろんな事業展開の中でやっていけばいいと思っていますので、我々もそこについては、西都市ともども 地元の盛り上がりというのはどうしても必要だと思いますので、その辺を受けながら考えていきたいと。

それと、重ねて、ここにも書いてありますけれども、文化財調査というようなことで、宮崎県の場合ですと、やっぱり神楽というのは日本全体から見ても、あるいは世界から見てもというぐらいで、非常に貴重な資源だと思っていますので、そのようなところを含めながら、そういうようなものも前面にといいましょうか、ある程度頭に出しながらやっていけないかなというふうに考えているところです。

外山委員 世界遺産にという表現をどこかで入れるべきだろうと思います。そのタイミングがいつかというのはあるんですね。今、部長がおっしゃったように、神楽がそこに一つ入ってくると全然違ったものになります。大きなボリュームが出てくる。そして、世界遺産に登録を申請するためには、相当な裏づけの資料 歴史的な背景とか、地域との結びつきとか、そういうものが要りますから、相当準備をしていく。ですから、そういう形での準備費というか、調査費というのが 具体的に世界遺産を目指してというような文言が出てくるといいなということで、私の思いを言いまして、きょうはこれで終わっておきます。

もう一点、社会貢献活動促進基本方針。具体的なことはいいんですけども、冒頭で、これ

から高齢化、少子化というのがベースになるということを使った上での施策の展開になりますね。そうなれば そうなればというか、基本的には今後、中長期的に日本の人口はどうなっていくのか。それに合わせて いろんな指数も大体、国の1%ぐらいですね。宮崎県の人口も大体、国の1%ぐらい。ですから、中長期をどの時点に置くのか。10年、20年ぐらいまでが中期で、それから30年、50年、100年ぐらいまでが長期だと思うんですね。だから、県の施策を進めていく場合、よって立つ基本になる人口の推移がどういうふうになっていくかということとを予測して施策をしていかないとおかしなことになるんじゃないかと思います。そこで、人口の推移、いろんなデータの出し方 今の出生率とか結婚率、何歳でどのぐらいが結婚されるか、そういうデータの出し方 コンピューターで計算すればぱっと出ますが、国のほうもそういうものは一応出しております。例えば、国交省の数字でいうと、今から90年後、2100年に日本の人口が3,700万~3,800万。そういうふうなものをベースにして宮崎県の施策をどうやってしていくかということがないとちょっとおかしなことになると思うんですが、人口の推移を推計しておられますか。

金子総合政策課長 私のほうから答弁させていただきます。県の総合計画、20年の長期ビジョンというのを持っておりまして、2010年につくったんですが、その中では、2030年、20年後の宮崎の姿ということ展望しているところでございます。委員から御紹介がありました国の研究機関の試算、シミュレーションに基づいてやっておるんですが、何と県人口が100万人を切るという状況で試算がされておるところでございます。そういった中で、人口減少によって消費が

減少したり、あるいは過疎化がさらに進んだり、そして、宮崎は5年ほど高齢化が進んでおりますので、さらに進んだりというような形で、県自体の活力という部分で非常に先行き厳しいという、そういう認識のもとでつくっておるところでございますが、いかにそれに備えて、宮崎の活力を今から高めていくかという形でさまざまな長期戦略とかも掲げているところでございます。やはり前提としては、委員御指摘のとおり、厳しい先行きということで、要は、行政のみならず、県民総力戦というんでしょうか、そういうような形で県勢をつけていくというふうなストーリーで語っているところでございます。

外山委員 20年先といえはすぐそこなんです。やっぱり30年、50年、ある意味では100年先も頭の中に置いた上の施策 例えば、街路樹を1本植えるにしても、50年、100年先に木の種類で全然違ってくるわけですね。そういうことを考えれば、江戸時代の人口が3,200万~3,300万、そして終戦の1945年が7,500万~7,600万でしょうか、そういうものですね。だから、ぐっとふえるときと、ぐっと減っていくときがある。だから、今の出生率、それから若い女性の結婚率というか、そういうのを考えたときに、しばらくは高齢化が進んで、なかなか人口は減っていかない、少し横ばいで行きますね。ところが、ある時点、15年から20年ぐらい過ぎたとき、ぐっと減っていく可能性が非常に強いわけですね。ですから、そこあたりも少し長期的に いろんな学者の推計で高く見る人と低く見る人とありますから、一番低い場合と一番高い場合、そこ辺の資料をとって、長期的な100年後がどういう形になるのか。今、国交省あたりが出している数字は、90年先は江戸時代と同じような人口になると。そういうような見方もあるわけです

から、ぜひ、少しスパンを長くとった中での施策 20年ぐらい先じゃ、すぐ来ますよ。もうちょっとその先まで考えた中での施策の展開をお願いしたいと思います。

以上、私の意見ですけれども、よろしく願いをいたします。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

日高文化文教・国際課長 済みません。先ほどの補正予算に係る有岡委員への回答説明に誤りがありましたので、訂正させていただきます。私立高等学校授業料減免補助金の増額の対象者を94人と申し上げましたが、この94人は、私立高等学校就学支援金のもう一つの補正の特例措置の対象人数でございます。授業料減免補助金の増額分の対象人員は10人となっております。訂正させていただきます。

宮原委員 先ほど聞けばよかったですけれども、済みません。計算できていませんでしたので。航空貨物のところで、ここに表をいただいているんだけど、これで計算すると乗客とか乗客の手荷物、燃料の搭載で積載量が多少違ってくるといことになるんでしょうけれども ここに書いてある数字でいくと、年間に365日きっちり飛んだとして、4万4,000トンの枠はあるんですね。だけれども、7,600トンぐらいしか積んでいないということを見ると、コストが高いという部分もあるんだろうというふうに思うんですけれども。航空会社とすれば、旅客の料金は、前もって予約を入れると下がるかいろいろありますね。貨物というのは、そういったものはないんですか。

日下総合交通課長 確かに、通常、旅客については早いと割引とかという話がございますけれども、航空貨物については、基本的には事業者と事業者の間の契約という形だと思いますの

で、今、把握している中では明確に何日前だと幾らとか、そういった仕組みがあるという具体的な話は聞いていないところでございます。確かに、基本的には航空貨物については、もともとコストが高いということでございますので、どちらかと言えば高い精密機械であるとか、比較的付加価値の高いものを中心に利用されているのかというふうに思います。

宮原委員 それはよく理解できるので、例えば、空で運ぶよりも割安で運んだほうがいいんじゃないかとこちらは簡単に思ったんですけども、そのあたりも別のところでないのかどうか調べられるなり、そういった知恵を絞っていただけると多少違ってくるかもしれませんので、要望をしておきたいとします。よろしく願いします。

日下総合交通課長 その辺の実態を含めて、航空会社とかともしっかりと話をいたしまして、状況把握をしていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

12時になりますが、あと請願の審査が残っておりますが、延長してやるか、午後に行うか、いかがいたしましょうか。延長してやってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、質疑がないようでありましたら、請願の審査に移らせていただきます。

請願第24号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」であります。執行部からの説明はございませんか。

日高文化文教・国際課長 特にございません。

黒木委員長 それでは、委員から質疑はあり

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、請願の審査を終わります。

最後に、その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、ないようですので、以上をもって総合政策部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、部長の説明を求めます。

四本総務部長 本日、御審議いただきます議案につきまして、お手元に配付しております総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の1ページをお開きください。平成24年度11月補正予算案の概要（議案第1号）についてであります。

この議案における予算案は、公共事業費等の国庫補助決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであります。補正額は、一般会計で4億992万1,000円の増額であります。この結果、一般会計の予算の規模は、11月補正後で5,789億7,277万4,000円となります。この補正による一般会計の歳入財源といたしましては、国庫支出金が2億5,481万1,000円、繰入金金が8,360万3,000円、諸収入が4,690万7,000円、県債が2,460万円であります。

2ページをお開きください。一般会計歳出の款ごとの内訳であります。主なものを申し上げますと、総務費は、東日本大震災の被災地等

を支援するために、市町村が取り組む事業を助成する経費等であります。

次に、農林水産業費は、施設園芸の生産性の高い産地づくりのため、低コスト耐候性ハウスの整備に対する助成や、口蹄疫からの復興推進のため、早期整備が可能な埋却地に対し、再生活用に必要な実地設計等を行うものです。

次の商工費でございますが、プロ野球キャンプの継続や新規球団の誘致促進のため、4球団によるプレ・シーズンゲーム開催への支援などを行うものです。

また、今回の補正では、緊急雇用創出事業特別基金を活用した10事業を実施することにより、雇用の創出や地域経済の活性化などを図ることとしております。

5ページをお願いいたします。総務部における11月補正の課別集計表でございます。総務部の補正予算額は、7,234万6,000円の増額をお願いしております。

補正予算案については、以上であります。

8ページでございますが、特別議案について御説明いたします。

8ページから10ページでございますが、議案第4号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、知事の権限に属する事務の一部を取り扱いを希望する市町村に移譲することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、11ページでございます。議案第28号「当せん金付証券の発売について」であります。

これは、平成25年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証券法第4条第1項の規定により議会の議決に付するものであります。

特別議案は、以上の2件であります。

最後に、その他報告についてでございます。

12ページでございます。本日御報告いたしますのは、公社等改革指針の見直しについて及び新総合防災情報ネットワーク整備事業の進捗状況についての2件でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

黒木委員長 次に、議案についての説明を求めます。

福田財政課長 それでは、まず、議案第1号の歳入予算について御説明をいたします。

委員会資料の3ページをお願いいたします。今回お願いしております補正予算の一般会計歳入一覧であります。今回補正額の欄をごらんください。まず、自主財源につきましては、繰入金が8,360万3,000円、諸収入が4,690万7,000円、依存財源につきましては、国庫支出金が2億5,481万1,000円、県債が2,460万円で、いずれも増額となっております。この補正による歳入合計は、4億992万1,000円となっております。補正後の一般会計の予算規模は、5,789億7,277万4,000円となっております。

4ページをお願いします。ただいま御説明しました歳入の科目別概要であります。

まず、繰入金ですが、各種事業を実施するため、国の経済・雇用対策等により積み立てた基金等を取り崩して、財源とするものであります。

次に、諸収入ですが、これは、宝くじの発行に係るものでありまして、収益事業収入は、宝くじ発行による収益金、雑入は、当せん金が換金されず時効となったものを時効金として収入するものであります。

次に、国庫支出金ですが、国の内示等による公共事業の追加、地方消費者行政の活性化や私立高等学校修学支援のための基金への積み立て、強い農業産地づくりのための施設整備への助成等を行うものであります。

最後に、県債ですが、公共事業の増額に伴い、借り入れを行うものであります。

歳入予算については以上でございます。

続きまして、委員会資料の11ページをお願いします。議案第28号「当せん金付証票の発売について」御説明いたします。議案書のほうでは169ページになりますが、説明は委員会資料でさせていただきます。

これは、平成25年度に予定しております全国自治宝くじ等の本県の発売金額を定めるに当たり、当せん金付証票法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。これによりまして、平成25年度の本県における宝くじの発売額を平成24年度と同額の106億6,000万円以内とするものであります。

私からは以上であります。

鈴木市町村課長 市町村課でございます。それでは、市町村課の11月補正歳出予算につきまして御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の17ページをお開きいただきたいと思います。市町村課の補正予算は、7,234万6,000円の増額をお願いしております。この結果、補正後の予算額は23億7,833万円となります。

補正内容につきまして御説明いたします。

19ページをごらんいただきたいと思います。まず、(事項)自治調整費でございます。これは、説明欄にありますとおり、みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業につきまして、2,543万9,000円の増額をお願いするもので

ございます。詳細につきましては、後ほど、常任委員会資料で御説明いたします。

次に、(事項)市町村振興宝くじ事業費でございます。4,690万7,000円の増額をお願いしております。これは、市町村振興宝くじとして発売されておりますサマージャンボ宝くじとオータムジャンボ宝くじの収益金等を、県が配分を受けた後、公益財団法人宮崎縣市町村振興協会へその全額を交付する仕組みとなっているところですが、今年度は、両宝くじの販売数が見込みを上回り、県への配分額が増加しましたことから、市町村振興協会への交付金の増額をお願いするものでございます。

次に、委員会資料の7ページをお開きいただきたいと存じます。みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業につきまして、御説明いたします。

1の目的及び2の事業概要等に記載しておりますとおり、市町村がそれぞれの特色を生かして取り組む東日本大震災支援事業に対しまして、みやざき感謝プロジェクトの基金を活用して支援を行うものでございます。

当初は16団体の支援事業を予定しておりましたが、今回、県内全市町村から要望がありましたことから、3の補正予算額のとおり、2,543万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

事業の内容としましては、4に記載しておりますとおり、被災地の小・中・高生等を招待しまして交流事業を実施する団体が12団体、被災地で開催されるイベント等に住民を派遣して交流する団体が9団体、その他、特産品として給食食材の提供等を行う団体が5団体となっております。

歳出予算の説明は以上でございます。

常任委員会資料の 8 ページをごらんいただきたいと存じます。議案第 4 号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

県では、住民の身近な行政サービスは、できる限り住民に身近な市町村で担うことを基本としておりまして、市町村への権限移譲を推進しているところでございます。

1 の改正の理由にありますとおり、今回、知事の権限に属する事務の一部につきまして、市町村から、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、権限移譲の要望があったため、所要の改正を行うものでございます。

2 の改正の内容につきましては、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項及び第 2 項に定められた「あらたに生じた土地の確認に関する事務」に係る届け出の受理及び告示に関する事務を、西都市と高原町に移譲するものでございます。この事務は、河川改修などさまざまな事業における公有水面の埋め立て等によりまして、新たに永続的な土地が生じた場合に行うもので、これまで県へ届け出を行い、県において告示をして効力を発生することとなっておりますが、届け出と告示に関する事務を移譲することで、市町村のみで事務が完結することになります。今回の改正に伴い、9 市 7 町がこの事務を行うこととなります。

また、3 にありますとおり、施行期日は、平成 25 年 4 月 1 日としております。

なお、今回の改正条例には、参考の 1 にございますとおり、ほかにも 4 法令に基づく事務の移譲がございまして、それぞれの常任委員会に分割付託されているところでございます。

また、9 ページには、これまでの権限移譲の推移及び市町村別の権限移譲の状況を記載して

おりますけれども、説明は省略させていただきます。

市町村課の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

厚山消防保安課長 常任委員会資料の 10 ページをごらんいただきたいと思います。議案第 4 号「宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。先ほどの市町村課の説明分の消防保安課所管分に該当いたします。

まず、1 の改正の理由でございますが、火薬類取締法に基づく知事の権限に属する事務の一部について、住民の利便性の向上や事務処理の効率化等の観点から、取り扱いを希望する市町村に権限を移譲するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、2 の移譲する事務の内容についてであります。煙火の消費、いわゆる花火の打ち上げの許可や、打ち上げ場所への立入検査など 8 事務であります。

次に、3 の移譲市町村の追加につきましては、現在、都城市など 12 市町村に権限を移譲しておりますが、日南市、串間市、高原町、新富町の 2 市 2 町を追加するものであります。

最後に、4 の施行期日につきましては、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとしております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

黒木委員長 執行部の説明が終わりました。まず、議案について質疑はありませんか。

宮原委員 みやざきから東日本へ感謝を届ける市町村支援事業ということで、県内のそれぞれの市町村が取り組まれるということですが、この支援先は どこに支援をするのか、ある特定の地域なのか、それぞれの市町村が

ながりのあるところなのか、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

鈴木市町村課長 各市町村が東北地方に、例えば延岡市はいわき市と兄弟都市でありましたり、川南町が福島県の矢吹町と兄弟都市であったり、そういう関係があるところがございます。そういうところにつきましては、そういうところに支援をしておりますが、その他、これまで東北支援につきましては、職員を派遣したりとか、いろんなつながりがございます。そういうところについてやるところもございます。一方、ユニークな取り組みとしまして、都城市が福島県の白河市に支援をしているんですけれども、これは、誘致企業の住友ゴムが同じ市にございまして、その関係でその支援をやったり、串間市につきましては、福島町と昔は呼ばれていましたけれども、その関係で福島県の福島市に支援をすると。今回、高校生にこちらに来ていただいて、福島高校といろんな交流をやったりとか、そういう交流をやっております。トータルしますと26団体ございますけれども、宮城県の団体が12団体、福島県で7団体、岩手県で4団体、その他3団体につきましては、3県のそれぞれの町と複数の交流を行うというような状況になっております。説明は以上でございます。

宮原委員 市町村独自に、つながりのあるところをそれぞれ支援されることになっているということですね。県が特定のつながりのあるところに行かせるのかなと思ったものですから。ありがとうございます。

宮崎県における事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例ということで、新たに生じた土地や火薬の関係の説明をいただいたんですけれども、市町村別の権限移譲事務には多少

ばらつきがあるんですが、同じ地域で隣は権限移譲事務になっていて隣はなっていないというようなことになりますね。そうすると、隣の町では移譲になっているからそこで済む。隣の市で移譲になっていないところも出てきますね。そのあたりについては、地域を考えると、お隣さんではできるのに、うちではできないということになるわけですが、県としては、お隣がこうなっていますからと勧められるようなことはやっておられるのでしょうか。

鈴木市町村課長 おっしゃるとおり、同じ事務でも、権限移譲を受けている団体とそうでない団体とがございます。県としましては、メニュー方式という形で希望選択制なんですと。希望ですから、できればどどんいろんな形で権限移譲を受けて、住民の自治ですから、身近なところで処理できますということをいろいろ言っているんですが、いろいろな御事情がありまして、一律強制的にはできないものですから、一応お願いベースでこの事務を進めています。ただ、委員のおっしゃるとおり、ほとんどの市町村が権限移譲を受けられていて、中に1、2の団体が受けないというようなところは、この事務自体に非常に支障がありますから、そこあたりについては市町村課からその団体に、ぜひとも移譲を受けていただきたいというような形で要請するということはございます。ただ、基本的には希望選択制ですので、それぞれの事情に応じてやっていただきたいということをベースに置きながら、この事務を進めているということでございます。

宮原委員 よくわかりました。お任せなのかなという思いがあったものですから。しっかりやっていただいて、ある程度バランスがとれないと、ちょっとした境界で状況が違うというの

はやっぱりおかしいなと思いましたので。よろしくをお願いします。

有岡委員 先ほどの市町村への権限の移譲ということで、事務が進めば進むほど課題になってくるのが、移譲されてすぐには技術的に対応できないという心配があるんですね。そういったときの技術的な助言とか相談、対応、この点はいかがでしょうか。

鈴木市町村課長 権限移譲する場合、取り扱いについては、当該市町村に研修をやっているんですが、現実には職員の数が非常に厳しくなっているというのが一つで、一方では、法律に基づく権限移譲というのがございます。例えば、今回、第1次・2次一括法があって、法律で市町村への権限移譲になってくるということで。これについては県がやる事務を市町村でどうするかということをやっているんですが、市町村もいろんな例えば改正であったり、人間的な問題等がありまして、なかなか厳しいということはあるんですが、権限移譲については、先ほど申しましたように、市町村がそういう事務を受けられる場合については、県としても、研修をやったり、内容についてきちとした助言をしたり、そういうことについてはきめ細かにやっているところですが、なかなか厳しいところも一方ではあるということでございます。

有岡委員 私が携わった中では、やはり四角四面で、理解はしているんですけども、決められた範囲でしか判断できないというような状況もありまして、ぜひ、アドバイスしながら、機能できるようにしていただきたいと思います。

もう一点、それに関連しまして、24年度の新規事業で、市町村広域連携体制整備支援事業ということで100万円ほどの予算が組んであるんですが、要するに、マンパワーが足りないところ

を、広域で、近隣の町村と連携しながら解決できるのではないかというふうに思うんですが、ここ辺の事業の推進状況はいかがでしょう。

鈴木市町村課長 その事業は総合政策課が所管しておりまして、ちょっと不案内なものですから。申しわけありません。

有岡委員 また改めてお聞きしたいと思います。済みません。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

鳥飼委員 先ほど、宮原委員から出ました市町村課の感謝プロジェクトの事業なんですが、ちょっと古くて恐縮ですけれども、財源がみやざき感謝プロジェクト基金から10分の10、300万ということで、県単事業だというふうに思います。このみやざき感謝プロジェクト基金の財源は何でしたか。教えてください。

大坪危機管理局次長 これについては危機管理局で総括しているものですから、説明をさせていただきますが、平成23年度に支援基金というのを立ち上げまして、その全体額が6億6,000万余でございます。主な内訳を申しますと、県が4億5,000万、市町村が1億、そして県民の皆様等からの一般の寄附が1億1,000万余ということで、総額6億6,000万余で事業を進めているところでございます。それで、23年度、そして本年度24年度 今、2カ年目で事業を進めているところでございますが、おおよそ今回の11月補正で全体の半分を使うというふうな状況でございます。残りが11月補正後で3億2,000万円余というふうになっている状況でございます。

鳥飼委員 ありがとうございます。県が4億5,000万、市町村が1億、県民の寄附が1.1億ということで、これが財源になって10分の10で事業をやって、後は手挙げ方式ということですね。これは1事業300万円までとなっていますけ

れども、150万でするところもあるだろうと思いますし、300万に市町村単独をプラスして400万とか500万にするところもあるだろうと思いますが、その現状はどんな感じでしょうか。

鈴木市町村課長 この300万円を上限ということにした経緯を話しますと、市町村にアンケートを実施しまして、こういう事業スキームをつくったわけですが、そのとき、所要額が300万ぐらいいかなということで、一応、上限を300万と設けました。現実やってみますと、ほぼ300万前後の事業におさまってきているのが大多数でございまして、中には、150万であったり、100万であったりというのがある。ただ、400万、500万にオーバーするというのは結果的にはございせん、オーバーしても302万円とか、310万円というぐらいで事業がおさまっているような状況でございます。以上でございます。

鳥飼委員 300万あるわけですから、半額の場合だとすると150万 事業を組み切れないというのが理由なんでしょうか。それだけ県民の善意等も入っているわけですから、瓦れきの問題はああいう結果になりましたけれども、こういう面でもっと支援をしていくというのが県民の声になっていると思うんですけれども、全額いかないという理由を聞いておられれば、お聞かせください。

鈴木市町村課長 事業の組み方によるんですけれども、例えば、県内に避難してみえている方々を、夏休み等に子供たちとか家族の方を招待する 美郷町あたりがそういう事業を組んで、もう行われたんですけれども。そうしたところにつきましては、事業費が10万円、20万円ぐらいで終わったということもございまして、そこあたりについて、限度額が300万円なので、美郷町あたりで再度そういう事業を組まれても、

県としては柔軟に対応しますという話をするんですけれども、今回はこれで終わりたいという話がございましたので 事業の中身によりまして事業費が多い少ないというのがございます。一律、性格によって分類はできないような状況でございます。

鳥飼委員 もし、まとめておられればですけれども、例えば美郷町がどこどこ町にどういう事業で何ぼというようなのがわかれば 私どもも、みやざき感謝プロジェクトということで、知事も率先してやろうとしているわけですから、知りたいというのがありまして、もしとれば、資料として後日いただければと思います。

鈴木市町村課長 わかりました。提出させていただきます。

鳥飼委員 そういうことで、この補正で残額が3億2,000万ということになるわけですが、今後、この基金の取り扱いといいますか、こういうのをまた継続していくのはどのような形になっていくのでしょうか。

大坪危機管理局次長 この事業につきましては、息の長い支援ということで、被災地のニーズに合った支援をするということでございまして、それぞれの被災地の状況なりニーズなりを伺いながら、整理をしていきたいと考えております。

鳥飼委員 津波とかで家が倒壊をしたりとか、亡くなられたりという非常に悲惨な状況が一つあります。それは、いろんなことを今やられておるんですけれども、例えば、朝日新聞で今、「プロメテウスの罫」というのを連載ですってやっています、旧騎西町の旧騎西高校の体育館に役場機能を丸ごと移した井戸川町長の話等出ていて、非常に苦悩を感じるわけなんですけれども、原発の問題というのは本当に長くなる

と思うんですね。10年、20年、30年という形で被害が継続するということで、せっかくこういう基金があるから、そういう人たちも含めて有効に活用していただきたいと。これは要望ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

ないようですので、次に、その他の報告事項に関する説明を求めます。

片寄行政経営課長 公社等改革指針の見直しについて御説明いたします。

常任委員会資料の12ページをごらんください。本県におきましては、昭和60年から公社等改革に取り組んでいるところであり、とりわけ、平成16年からは、公社等改革指針を数次にわたり策定いたしまして、公社等改革のさらなる推進を図っているところでございます。

まず、1、現行指針（新宮崎県公社等改革指針）の概要についてであります。

（1）基本的な考え方といたしまして、公社等の統廃合及び経営自立化の促進、実効性、確実性のある改革の推進、経営状況等の公開による透明性の確保を掲げております。

（2）推進期間につきましては、平成22年度から24年度までとなっております。

（3）対象公社等の基準につきましては、県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資者である法人。 、 以外で、（ア）（イ）にありますように、県の関与が高い法人。 その他、特に県の関与のあり方について検討する必要がある法人となっております。

次に、2、現行指針における数値目標及び進捗状況についてであります。表にありますように、対象公社等の数、県職員の派遣数、県の財政支出額に関し、それぞれ数値目標を定めて

おります。平成21年4月1日を基準といたしまして、太線で囲んであります部分が平成25年4月1日の目標であります。表の右側が本年8月現在の状況であります。各目標項目とも、着実に進展しているものと考えております。

なお、表の下の米印に記載しておりますように、県からの派遣職員に係る人件費につきましては、従来は県財政支出額に含まれておりましたが、平成23年度から県の直接支給に振りかえております。このため、表の一番右下にあります黒三角の18.6億円の削減額につきましては、実質的には約15億円の削減となっております。

なお、公社等改革に関しまして、具体的な数値目標を定めるのは、この現行指針が初めてとなっております。

13ページをお願いいたします。3、今後の取り組みについてであります。公社等改革は大変重要な課題でありますので、引き続き、数値目標の達成に向けた取り組みを行いますとともに、現行指針の推進期間が今年度末までとなっておりますことから、平成25年度以降の改革推進に向け、今年度中に指針の見直しを行うこととしております。

（1）指針見直しの方向性についてでございますが、まず、対象とする公社等の基準につきましては、さきに御説明いたしました現行指針と同じ基準を用いることとし、平成24年度の状況等により、対象公社等を改めて選定したいと考えております。

次に、推進期間についてであります。本県の行政改革、財政改革につきましては、従来、別々の大綱、計画に基づき取り組んでおりましたが、平成19年に策定した「宮崎県行財政改革大綱2007」から一本化しまして、具体的には、行政改革大綱と財政改革推進計画を合体させて

きた経緯がございます。公社等改革につきましては、行財政改革の大きな柱の一つでありますことから、平成23年度に策定した「みやざき行財政改革プラン」にも現行指針の内容を反映させているところでありますが、策定期限の関係から、両者の推進期間に一部ずれが生じてございます。今回、指針の見直しに当たり、効率的・効果的な行財政改革の推進、事務合理化の観点から、公社等改革指針につきましては、今後、財政推進計画と同様、行財政改革プランに一本化し、推進期間をそろえていきたいと考えております。次の新しい行財政改革プランは、平成26年度末の策定を予定しておりますので、今回見直します公社等改革指針の推進期間は、平成25年度から26年度までの2年間にしたいと考えております。

次に、数値目標につきましては、今回改めて選定する公社等を対象といたしまして、新たな目標の設定を検討したいと考えております。

次に、その他であります。公社等の改革全般につきましては、おおむね順調に推移しているところでありますが、債務超過となっております林業公社や、存廃を含めた事業の整理縮小の検討が必要な住宅供給公社など、特に留意を要する公社につきましては、改革の方向性を個別に示してまいりたいと考えております。

最後に、(2) 今後の主なスケジュールであります。現在、公社等の選定やヒアリングなど、事務的な作業を着々と進めているところであります。今回の常任委員会での議論を踏まえ、ここに示してはおりませんが、年末から2月にかけて、副知事や関係部局長、次長等による協議検討を進めまして、来年3月の本委員会で指針案の報告、御意見等をいただいた後、最終的に知事を本部長とする行財政改革推進本部で決定

したいと考えております。

なお、常任委員会資料の14ページ、15ページに現行指針の対象公社等の一覧及び進捗状況の内訳となる数値等を入れておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

公社等の改革につきましては、今後とも頑張っ
てまいりたいと存じますので、引き続き御指導
を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

厚山消防保安課長 続きまして、常任委員会
資料の16ページをごらんください。新総合防災
情報ネットワーク整備事業の進捗状況について
御説明いたします。

1の事業概要であります。県では、災害発生
時の情報収集及び災害対策の伝達を行うため、
国や市町村、防災機関等を結ぶ総合防災情報ネッ
トワークを構築しておりますが、設備が老朽化
したことなどから、災害対策の質の向上を図る
ため再整備を行います。このため、平成23年度
から24年度で実施設計を行い、平成24年度から27
年度までの4カ年で整備工事を行う予定であり
ます。

2の平成24年度の進捗状況についてでありま
す。今年度は、県庁の1号館屋上にある衛星地
球局設備の更新工事や県内全域における災害現
場等の映像を防災ヘリコプターから迅速に伝送
できるように、2カ所の中継局 鱈塚山中継
局と清水岳中継局にヘリテレ受信基地の整備を
行う防災映像伝送システム整備工事など、か
らの8件の工事を条件つき一般競争入札で実
施し、契約を締結しております。また、今後、
支部局及び中継局の電源整備工事を契約する予
定であります。

次に、3の事業費にありますように、8件の
契約済み額は、10億268万3,000円でありま
す。

今後の予定としまして、4にありますように、平成25年度から27年度にかけて、災害対策業務を一体的かつ合理的に行えるように、災害情報の収集や共有のしやすい利便性の高いシステムを構築する災害対策支援情報システムの整備や、無線設備の高機能化を図りたいと考えております。

次の17ページをごらんください。これは、県内全域に張りめぐらされました総合防災情報ネットワーク無線局の配置図であります。ちょっと見にくいんですけども、太い線が県庁、中継局、支部局を結びます多重無線回線で、高速・大容量化を図ります。若干細く見えます細い線が、中継局と市町村、消防本部、防災機関及び県の出先機関を結びます防災無線回線で、デジタル化更新による高機能化を図ることとしております。また、図面上の の地点、県南の鰐塚山中継局と県北の清水岳中継局にヘリテレ受信基地を整備することによりまして、ほぼ県内全域で防災ヘリに搭載されたカメラからの映像を受信できるようになります。

説明は以上でございます。

黒木委員長 説明が終わりました。その他の報告事項についての質疑はありませんか。

宮原委員 公社等改革指針の見直しについてというところで、2の現行指針における数値目標及び進捗状況についてということで、基準から現況が書いてあって、目標が真ん中に来ているんだけど、県職員の派遣人数が80から90という数字になっているということは、逆にふえるということなんですか。

片寄行政経営課長 これは、説明が不足しておったかもしれませんけれども、21年に策定したときに派遣が102名ございました。そして、指針を22年に策定したわけでございますけれども、

そのときの目標として、90名まで減らそうという目標を定めておりましたところ、現時点でそれを上回る数の削減が進んでおまして、現時点では80名の派遣になっているという意味でございます。

宮原委員 平成25年の4月には90名が目標ということで、ふえるということじゃないんですか。やり過ぎたということなのか、どうなのか。

片寄行政経営課長 公社等への職員派遣については、基本的にはこの指針の中で減らしてこうという計画を立てておまして、後は、その年、公社のほうから派遣の要請とか、そういう形で上がってまいりまして、真に必要なものを洗練して派遣を決定しているところでございます。この時点では結果として、90の目標を下回る派遣になっておりますけれども、今後の状況については未定でございます。

宮原委員 改革も、ただ切れればいいというわけじゃないので、必要な分はそういった数値で行きますということでもいいですね。わかりました。

それともう一点、新総合防災情報ネットワークのところ、総合防災情報ネットワークを構築されているということで、より災害対策の質の向上を図るための再整備ということですが、この総合防災情報ネットワーク構築というのはいつごろされたんですか。

厚山消防保安課長 現在のネットワークにつきましては、平成9年に整備をしております。

宮原委員 そうしたら、平成9年から今までこれでやっていたけれども、さらにさっき説明を受けたような情報を取り入れるということで、結果的には今回の整備で15億を超えるお金がかかるんですね。平成24年度の事業として、これだけの整備をするのにそれだけかかるというこ

とですね。平成9年からここまでは今までのシステムでよかったけれども、新しくヘリテレとか、こういったものを入れることでこれだけのお金がかかるんですということですね。いいです。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんか。

有岡委員 情報ネットワーク整備事業ですが、最終的に県庁の中の指令する部分を1号館の5階に設置することになるのかどうか、再度確認させていただければと思います。

厚山消防保安課長 県庁の場合は、今まで5階の統制局が集中管理しております。ここを基地としまして、受信・配信を行っていくということで、場所は同じでございます。

有岡委員 それに関連して、今、計画して調査をしている防災拠点施設の整備、これとのかかわり合いというのか、リンクはどんなふうなイメージで私どもは考えたらよろしいんでしょうか。これからつくろうとしている部分と防災とが別々になるだろうと想定するんですが、その流れを。

厚山消防保安課長 総務課のほうで推進しております防災拠点施設の絡みにつきましては、消防保安課もメンバーとして参加しております。連携はとっておりますけれども。ただ、今のネットワークにつきましては、先ほど御説明したとおり、15年が経過しております。もう限界に来ておるといった状況がございます。故障しても新たな機器類はない等々ございまして、今、整備するしかないというような状況でございまして、防災拠点施設につきましては、その推移を見ながら、基本的には、この整備以降ということになるとすれば、移設等も念頭に、今後、連携を図って検討したいというふうに思っております。

有岡委員 当初の予算のような大きな施設をつくっていくのか、もしくは必要最小限のものをつくるなり、いろんな選択肢の中で早急に方向を出していただけるといいんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

宮原委員 25年度以降にもまた事業が進められますね。平成24年度で15億ぐらいとすると、トータルで幾らぐらいかかって、また財源というのはどういう形になっているのかをお聞かせください。

厚山消防保安課長 まず、本工事の総工費は、23年度の実施設計から始まっておるわけですが、23、24年で実施設計を行いまして、その概算額では27年度までの総工費約72億というふうになっております。

それと、財源につきましては、一般財源のほうから、起債事業としまして防災基盤整備事業債を利用しております。

鳥飼委員 関連して、起債だけで、国庫負担金とか何かないんですか。全部自腹みたいになるんでしょうか。

厚山消防保安課長 事業としては先ほど申しました起債事業でございます。この中身は、デジタル化と一般の事業で、参入率は50%と30%というような内容はございますけれども、基本的に防災基盤整備事業債を利用しておることでございます。

鳥飼委員 国庫補助とか負担金というのはないというようなことですか。

厚山消防保安課長 国庫補助につきましては、ございません。

有岡委員 財政的な立場に関連してお尋ねしたいと思うんですが、例えば公社等の改革指針が出ていまして、林業公社等も大変心配する案件であるんですけれども、公社の運営、また財

政的な中で、私は、一般質問の中で休眠財産という表現を使ったんですが、県の財産の中で眠っているような資産があるんじゃないかと。ちょっと話が飛んでしまうのかもしれませんが、例えば北警察署に行ったら、近くに県の青葉寮という寮があって、誰も住んでいらっしやらないんです。そういった眠ったままの状態になっている資産というのをもっと動かすとか、例えば、林業に使うような形でもっと住宅に活用するとか、休眠財産の切り口で、何か取り組む必要があるんじゃないかと思ったんですが、財政的にはそこ辺の実態把握というのはどうでしょうか。

柳田総務課長 休眠財産の関係なんですけれども、ただいまお話しにありました青葉寮の関係なんですけど、これは職員宿舎のようなものです。県のほうで職員宿舎の管理計画というものを立てておまして、その中で、老朽化しているとか、または入居者が少ない、今後も見込みが立たないというものについては、いろいろ話をしまして、例えば青葉寮は独身寮でありますけど、22年度をもって全て廃止させていただきました。そういうことで、現在はまだ建っておりますけれども、今年度中に解体処分をして更地にする予定です。そして、その後、売却とか、そういうことを検討するというところでやっております。これ以外につきましても、未利用地がいろいろございますが、それにつきましては、公有財産の調整委員会に諮りまして、いわゆる活用の方針が出ない、どこも使わないということでございますと、やはり処分という方針を出しまして、そして、地元の市町村で活用されれば、そちらのほうに譲渡をする、あるいはそれができないということであれば売却ということをやっております。以上でございます。

黒木委員長 ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、それでは、最後に、その他で何かありませんでしょうか。

外山委員 毎年のことなんですけど、当せん金付証券、前に聞いたことがあったのかどうか記憶にないんですが、法律第144号第4条第1項には、大体どういうことが書いてあるんですか。

福田財政課長 当せん金付証券法第4条第1項でございますが、内容だけ簡潔に申し上げますと、都道府県が発売をする場合に、事前に議会の議決を経ておく必要があると。その発行金額の範囲内において、総務大臣の許可を受けて発売することができるという旨が書いてあるということでございます。

外山委員 今回の106億6,000万、この金額はどうやって決まるんですか。

福田財政課長 この年度当初の発売上限額についてでありますけど、平成15年度以降、同じ金額で106億6,000万円としているところでございます。その間、発売額が大体90億円前後で推移しておりますけれども、この発売上限額につきましては、多少の余裕を持たせる必要があるという観点から、例年、106億6,000万円としているところであります。積算は、平成15年に発売額が初めて90億円を超えまして、ある程度の幅を持たせるということで、積み上げをして106億6,000万円にしたんですが、それ以降は大きな変動の必要がないということで、据え置きで来ているという状況でございます。

外山委員 金額を決める基準は何かあるんですか。県民所得とか何か。

福田財政課長 特段これといった基準はございません。そういう意味では、各県が独自の判断で発行額を決めるという仕組みになっておりますが、本県の場合、大体9割前後の発売額で推移しておりますので、この金額で妥当である

という判断をさせていただいているものであります。

外山委員 この金額は誰が決めるんですか。

福田財政課長 金額は我々事務方のほうで、執行部としてこの106億6,000万円をお願いしたいということを議会のほうに提示をさせていただきまして、最終的には議会のほうで議決をいただくということになっておりますので、そういう意味では、最終的には議会の議決を受けるということでございます。

外山委員 200億にしてもいいんですね。県財政がふえてくるわけでしょう。多ければ、もうちょっと、売れば。

福田財政課長 私も消化できるのであれば200億円にしたいという思いはまさに同じでございますが、この消化率というものが9割程度でございますので、一気に上げてもなかなか消化し切れないという意味では、今後、宝くじが売れていくような取り組みはしてまいりたいと思えますけれども、なかなか急々には上げられませんので、来年度については、この106億6,000万円をお願いしたいということでございます。

外山委員 上げたから、そこに相当差があって、何かペナルティーがあるというものでもないんでしょう。

福田財政課長 あくまで上限額ですので、上げたからといって何もないんですけれども、逆に上げる必要もございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

鳥飼委員 宝くじの話が出たから。発行するチャンスは、全国自治宝くじと西日本宝くじの2回しかないということですか。

福田財政課長 ここに書いてあるのが全国自治宝くじと西日本宝くじということですが、これは大きくりの整理でありまして、全

国自治宝くじというのは、先ほど市町村課長も申し上げたようなサマージャンボとかオータムジャンボとかさまざまございます。西日本宝くじというのは、いわゆるブロックくじのことでありまして、大きく分けるとこの2つになりますということでございます。

鳥飼委員 そうすると、やっぱり富くじは多いほうが売れるし、収入が入るんじゃないかという議論が出てくるから、今後、これが妥当かどうかというのは財政課長がきちっとしてくれると思います。

黒木委員長 ほかに質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 ないようですので、それでは、以上をもって総務部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時59分休憩

午後2時2分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、あす、行いたいと思います。開会時刻は、午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 何もないようでしたら、本日の委員会を終了いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、以上をもちまして、
本日の委員会を終わります。

午後 2 時 2 分散会

平成24年12月5日（水曜日）

午後1時0分再開

出席委員（7人）

委員	長	黒木	正一
副委員	長	渡辺	創
委員		外山	三博
委員		宮原	義久
委員		岩下	斌彦
委員		鳥飼	謙二
委員		有岡	浩一

欠席委員（1人）

委員		星原	透
----	--	----	---

委員外議員（なし）

事務局職員出席者

議事課主幹	伊豆	雅広
議事課主査	佐藤	亮子

黒木委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

議案につきましては、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、一括で採決いたします。

議案第1号、第4号及び第28号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願の取り扱いについてであります。

請願第24号「高等学校の公私間格差解消のため、私学助成の増額を求める請願」の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採決」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 請願第24号については、採決との意見がございますので、お諮りいたします。

この際、請願を採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、請願第24号の賛否をお諮りいたします。

請願第24号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

黒木委員長 挙手少数。よって、請願第24号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子（案）についてであります。委員長報告の項目として特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

午後1時7分再開

黒木委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの御意見等を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

黒木委員長 何もないようですので、以上で委員会を終了いたします。

午後 1 時 7 分閉会